

令和5年第1回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和5年2月28日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時17分

◎出席議員（16名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	沼田邦彦	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

菅 俣 紀 彦

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 追加日程 第 1 議員の辞職について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 29 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 16 号 那須烏山市個人情報保護法施行条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 20 号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 21 号 那須烏山市情報公開条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 17 号 那須烏山市犯罪被害者等支援条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 18 号 那須烏山市境財産区管理会条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 19 号 那須烏山市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 22 号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 23 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 24 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 25 号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 26 号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 17 議案第 27 号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

- の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(市長提出)
- 日程 第18 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第19 議案第8号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算(第6号)について(市長提出)
- 日程 第20 議案第9号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(市長提出)
- 日程 第21 議案第10号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第22 議案第11号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第23 議案第12号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第24 議案第13号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第25 議案第14号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について(市長提出)
- 日程 第26 議案第15号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第4号)について(市長提出)
- 日程 第27 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計予算について(市長提出)
- 日程 第28 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第29 議案第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第30 議案第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第31 議案第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第32 議案第6号 令和5年度那須烏山市水道事業会計予算について(市長提出)

日程 第33 議案第 7号 令和5年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について  
(市長提出)

日程 第34 議案第30号 那須烏山市第3次総合計画・基本構想について(市長提出)

日程 第35 付託第 1号 請願書等の付託について(議長提出)

---

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。本日は傍聴席に足を向けていただきまして、誠にありがとうございます。1つお願いがございます。携帯電話等お持ちであれば、マナーモード等にさせていただくようお願い申し上げます。

ただいま出席している議員は16名全員です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月21日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

---

◎市長挨拶

○議長（渋井由放） ここで、市長の挨拶と併せ、施政方針の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇 挨拶]

○市長（川俣純子） おはようございます。本日、令和5年第1回那須烏山市議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御参集を賜り、御礼申し上げます。

令和5年度当初予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、令和5年度の市政運営につきまして、所信の一端と重要事項等の概要を述べさせていただきます。

これまで市政運営の指針としまして運用してまいりました第2次総合計画につきましては、令和5年3月末日をもって、計画期間が終了となります。このため、市民意向調査の実施や、市内の経営事業者、金融機関、市民団体、そしてタウンミーティングを通じた意見交換、市の諮問機関である総合政策審議会での審議、そしてパブリックコメントの実施など、丁寧な合意形成に努めながら、令和5年4月から新たに運用を開始します第3次総合計画をまとめ上げたところであります。

人口減少や少子高齢化の進行、複雑・多様化する市民ニーズ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式、SDGs、そしてデジタル化の推進など、様々な行財政課題が山積しております。

まちづくりが停滞する中、多くの市民は、従来までの前例踏襲型の市政運営から一步踏み出

し、10年後、20年後の将来を見据えた未来志向型の市政運営への転換を期待しております。

まちづくりの主役は市民であるという基本に立ち返り、市民一人ひとりの知恵と力を集結した持続可能なまちづくりの実現に向け、「新たな未来への第一歩 市民が主役のまちづくり 那須烏山市」をまちの目指すべき将来像として掲げさせていただきました。

令和5年度の当初予算につきましては、第3次総合計画の実現に向けた第一歩目を踏み出すための最初の予算であり、重点戦略への優先的な予算配分を行った未来につなぐ積極型予算として、積極・果敢な事業展開を進めてまいり所存であります。

令和5年度当初予算につきましては、一般会計120億円、特別会計66億1,130万3,000円、水道事業会計10億1,522万8,000円、下水道事業会計6億1,026万7,000円と合わせると、合計で202億3,679万8,000円であり、総額では前年度当初予算に対しまして10億6,947万7,000円、7.8%増の予算規模となりました。

まず、私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症への対応としまして、ウィズ・コロナに向けた大転換が図られようとしています。5月8日から、新型インフルエンザ等を感染症から外し、感染法上の2類から5類に変更する方針が打ち出されております。

しかしながら、新型コロナウイルスは感染力が非常に強く、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクや、基礎疾患がない若い方の後遺症が多数報告されております。また、変異株の発生により、重症患者の発生による医療体制の逼迫も懸念されるなど、まだまだ課題が多い状況にあります。

市民が不安を抱き、混乱することがないように、国・県との密な連携を図りながら、適切な情報を迅速に発信するとともに、いざというときに円滑に対応できる体制の整備に努めてまいり所存であります。

次に、第3次総合計画における5つの基本目標ごとの事業内容について申し上げます。

「基本目標1 未来につなぐ健やかな暮らしを支える」につきましては、将来を担う子育て支援戦略、特に水害の危険に直面するにこにこ保育園と、老朽化したつくし幼稚園を統合した新たな認定こども園の整備につきましては、園児の命と保護者の不安払拭に向け、一刻の猶予も許されません。令和5年度の工事着工に向け、市議会の御理解をいただきながら、着実に進めてまいります。

また、不妊治療に要する費用の一部を助成する市独自の財政支援措置の拡充や、こども医療費を高校3年生等の年齢まで拡充をいたします。

安心して暮らせる地域づくり、医療戦略では、高齢者、障害、育児、貧困といった多様な、そして複雑な地域生活課題の解決に向け、行政や社会福祉協議会など様々な関連機関との連携による重層的支援体制の整備に努めてまいります。

また、がん患者の心理的な負担や経済的な負担の軽減を図るため、ウィッグ等の補正具の購入費用の一部を助成する市独自の財政支援措置を創設いたします。

多様で柔軟な共生戦略では、国において検討を進められているLGBTの議論に遅れることがないよう、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、パートナーシップ制度の推進に取り組んでまいります。

「基本目標2 未来につなぐ学びを育む」これにつきましては、地域と連携した学力向上戦略としまして、小中学校だけでなく、県立烏山高等学校を含めた地域学の推進に取り組むほか、烏山高等学校に市営バス等で通学する生徒への定期券購入費用の一部を助成する市独自の財政支援措置を創設します。

また、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、小中学校の適正配置について検討するため、検討委員会を設置の上、具体的議論に着手してまいります。

スポーツを通じた活性化戦略では、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のレガシー事業として、アーチェリー競技の推進に向けた体験教室を実施するほか、スポーツツーリズムの推進による地域活性化にも取り組む考えであります。

伝統文化の活用・継承戦略では、国史跡指定に答申されました烏山城跡保存活用計画の策定に着手するほか、着地型観光の推進など新たなまちづくりに取り組んでまいります。

「基本目標3 未来につなぐにぎわいを創出する」につきましては、産業の育成による雇用創出戦略として、今年の4月1日から運用が開始されますチャレンジショップ那須烏山「ここカラ」を積極的に支援し、創業者の育成による雇用の創出につなげてまいります。

持続可能な農林漁業育成戦略では、従来までの稲作を中心とした土地利用型農業から、収益性の高い園芸農業の転換に、新たな農業振興に向け、パイプハウスや果樹棚導入費用の一部について助成する財政支援措置を創設します。

また、耕作放棄地の抑制に向け、農業公社の体制強化や、農業生産法人を支援し、担い手の育成による持続可能な農業を推進してまいります。

選ばれる観光地域づくり戦略では、サイクルスタンドの設置費用の一部を助成する新たな財政支援措置を講じることで、サイクルツーリズムの推進による誘客を進めています。

移住・定住を促す魅力向上戦略では、住宅リフォーム助成制度を復活させ、定住促進を図るとともに、地元事業者への受注機会の拡充による地域経済の活性化を図ってまいります。

「基本目標4 未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る」につきましては、災害に強い国土強靱化戦略としまして、下境地区・宮原地区における地域住民の命と生活を守るため、引き続き防災集団移転促進事業の推進に取り組むとともに、災害時等における情報伝達手段の多様化・多重化について検討をするための新たな伝達システムの再構築に向けた調査に着手いたし



ます。

暮らしやすい都市再生戦略では、J R 烏山線の存続に向けたソフト・ハード両面からの利用向上策の推進を図るとともに、地域の実情に即した利便性の高い公共交通網の再構築に向けた検討を進めてまいります。

ソフト面の対策としましては、J R 烏山線の通学定期券を購入した費用の一部を助成する新たな財政支援措置を創設するとともに、実行委員会や関係機関との連携を図りながら、市民の愛着心の醸成につながるJ R 烏山線100年記念事業を支援してまいります。

また、都市計画法に基づく用途地域の見直しを進め、J R 烏山駅周辺を含めた市街地再整備への議論を加速させ、コンパクトシティの実現を目指します。

環境に配慮した地域づくり戦略では、気候変動対策計画及び市内全域を対象とした地球温暖化対策実行計画を包含した第3次環境基本計画を策定し、今後の脱炭素を牽引する具体的ロードマップを作成いたします。なお、令和5年につきましては、緑地運動公園及び三箇・小白井トンネルの照明のLED化に取り組みます。

「基本目標5 未来につなぐ持続可能な行財政運営を築く」につきましては、市政への市民参加戦略としまして、これまで以上に積極的な広報・広聴事業に取り組みます。

第3次総合計画の策定に向けて行った意見交換会におきまして、多くの市民から、マイナス情報も含め、正しく判断するための情報提供を求める意見や、市民の声を正しく市政に反映するための広聴活動を求める意見が多数、寄せられました。市民が主役という理念の下、市民と行政と双方向から真の意見交換ができるよう、仕組みの再構築を図るとともに、行政、市民、企業、NPOをはじめとするまちづくり団体、多様な主体が連携・協力し、地域の担い手として活発に活動できる協働のまちづくりを進めてまいります。

費用対効果の高い行財政戦略では、費用対効果の低い事業や補助金の見直し、徹底した事業のスクラップ・アンド・ビルド、地方債等を活用した基金の確実な、効率的な運用など、行財政改革の徹底に努めてまいります。

一方、多くの市民から指摘を受けました、本庁舎を含む老朽化した公共施設の再編・再配置の再検討に着手するため、庁舎整備基本構想の策定に向けた委託事業を進めるとともに、庁舎整備検討委員会に再諮問の上、見直し・検討を進めてまいります。

利便性を高めるデジタル戦略では、第3次総合計画・基本計画に設定しました重点戦略をデジタル田園都市国家構想総合戦略に位置づけ、デジタル力を最大限に活用した新たなまちづくりを展開し、地方創生のさらなる推進に取り組みます。

令和5年度につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のキャッシュレス納付を開始するとともに、その他公金等のキャッシュレス化や行政手続のオンライン化

に向けた議論を加速化させてまいります。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略に位置づける総合計画重点戦略を具現化するための実行計画となる本市独自のDX計画の策定に取り組み、電子自治体の推進と、市民の利便性の向上に努めてまいります。

第3次総合計画は、実質、私が一から手がけた初めての総合計画であり、私が挙げました公約実現に向けた各種取組だけでなく、市民の思いもしっかりと計画に反映させていただくとともに、強い決意を持って令和5年度当初予算の編成に当たらせていただきました。市民の皆様への御期待と信頼に応えることができるよう、覚悟と責任と対話による市民のための市民参加のまちづくりを基本とし、全ての市民が将来にわたり住み続けたいと思う持続可能なまちの実現を目指し、全力で取り組んでまいります。議員各位、市民の皆様の格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今期の市議会定例会におきましては、報告案件2件、当初予算案7件、補正予算案8件、条例案13件、人事案1件、議決案1件の合計32件を上程させていただきます。執行部一同、誠心誠意、努めさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

11番 田島信二議員

14番 中山五男議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月14日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時27分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで報告がございます。13番沼田邦彦議員から、議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第1 議員の辞職について

○議長（渋井由放） 追加日程第1 議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番沼田邦彦議員の退場を求めます。

〔13番 沼田邦彦 退場〕

○議長（渋井由放） 追加議事日程を配付いたします。

（追加議事日程配付）

○議長（渋井由放） ここで書記に辞職願を朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 朗読いたします。

「辞職願。私こと沼田邦彦は、私事都合により那須烏山市議会議員の職を辞したく、ここに願ひ出ます。令和5年2月28日、那須烏山市議会議員、沼田邦彦。那須烏山市議会、渋井由放議長様」。

以上でございます。

○議長（渋井由放） お諮りいたします。13番沼田邦彦議員の辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、13番沼田邦彦議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時37分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和4年8月6日午後9時30分頃、那須烏山市熊田地内の市道熊田柏崎線において、相手方車両が当該地を通行中、当該市道端の立ち木の枝が折れ、車両に接触し、損害が発生した事故について、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額37万8,532円全額を市が支払うこととなりましたので、御報告を申し上げます。

今後も適切な道路管理を行い、未然の事故防止に取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではございますが、この際、質疑があればこれを許可いたします。執行部より資料の写真や現場の地図等も提供されておりますことから、必要最低限の範囲での質疑をお願ひしたいと思います。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） こういった専決処分、賠償問題というのはしばらく出なかったんですが、今日は傍聴者の方がいっぱいいる中で、職員のこういった1つの失態といたしますかね、この後もう一つ、これは車の事故なんかもあるんですが、合併後、私は全部これ、記録しているんですが、損害賠償事件というのは今回のを合わせますと64件になるんですね。そのうち

車対車の事故が28件、人身事故等が17件、あと今、出ているような道路管理上の事故が19件、出ております。

それで、今回のような道路管理上の問題というのも何件か出ていますよね。同じような事件が今回で5件ぐらい出ているんです。それで、なかなかこれは都市建設課としても全ての道路を事故のないように管理をするのは非常に難しいかもしれません。

それで、1点お伺いしたいんですが、今回、民地の樹木の枝が落下して、通行中の車を破損させたということで、この場合、ならば民法上、こういった立ち木所有者の責任というのはあるのかどうか、このことについてお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま提案させていただきましたこの賠償案件につきましては、道路敷地に生えております木の枝が落ちまして、車両に損害を与えたということでございますので、民地ではございませんということで御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） では、全くもう道路管理者の責任と、そうみなしてよろしいんですね。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 責任につきましては、なかなか全市道、確認をできかねますので、責任につきましてはなかなか申し上げにくいところではございますが、道路に生えております木ですので、こういった事象が発生した場合には、市のほうで責任を取ることになります。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 提案理由の中で、市長も今後さらに事故防止に努めると、そのような決意があるようですから、了解いたしました。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 中山議員の質問の延長の話になっちゃいますけど、いずれにしても、この土地は道路敷の中にある樹木であったということなんですが、問題はやっぱりそういう道路敷にあるもの、あるいは道路敷のほうに枝が出ているもの、そういうのが市内に本当に限りなくあるというような状態ではないかなと思うんですよ。だからその辺、前から私も指摘しておりましたが、なるべく道路の上にあるものは撤去すると、あるいは撤去を地権者のほうに求めるということで進めないと、延々とこういう問題が発生してしまうのではないかなと思います。そういう意味で、そういう対策についてはどんなふうにも今、進めているかお尋ねいたします。

なお、全額、損害賠償を支払うというふうになっていますが、これは全国町村会の保険のほうの賠償金で支払うというような理解でよろしいのかどうか、そこも確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） では、まず1点、そういった案件の対策についてということですが、道路維持費ということで予算を確保し、甚だしいものにつきましては伐採をしていくということでやっております。

今回の箇所につきましても、なかなか確認ができずというところでもございました。そういう事象がありましたら、議員の方も御一報いただければ、対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 損害額の支払いについては、市が加入している保険で対応することになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この間もすごい風が吹きまして、山の中の道路ですが、通行ができないほど枯れ枝が道路に飛散していましたので、私、それを取り除いて何とか通れるようにはしたんですが、そういう案件もありますので、議員もさることながら、自治会長さんや、もちろん市職員も含めて、なるべくこういう事故が起きないように防止策を徹底していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） こういう事故があると、保険の保険料の金額は上がるんでしょうか。

そして、道路といっても、のり面ですよね。のり面に自然に生えてしまった樹木が大きくなった影響だと思えます。しかし市内では、のり面に近い民家の方が木を植えているところが何か所もあるんですよ。その対応はどのようにしていくつもりでしょうか。

その2点についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 事故があつて保険料が上がるのかということですが、全体的な保険に入っておりますので、これ1件のみで保険料が上がるということはないと記憶しています。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 民地の木に対しましては、その土地の所有者へ、道路にかか

っていますという通知を申し上げ、切っていただくような指導はしております。中にはそういう連絡をして、切ってくれる方もいらっしゃいますが、なかなかその辺につきましては難しい面もございますということで、それが道路に落ちちゃったという場合には、市のほうで対応するというようにしております。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 今、課長の説明では、民地ということですが、道路の敷地、のり面に木を植えてしまっているんですよ。そういうところが何か所もあります。特に丁字路で見通しが悪くなっている部分があるんですよ。そういうところを何とかしてほしいなと住民がみんな望んでいます。どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今の高田議員のお話は、道路敷であって、そこに個人が木を植えてしまっているという事象があるということ。（「そう」の声あり）その辺につきましては、よく調査の上、対応していきたいと。私ども、そういう案件、個人が植えちゃったという案件はちょっと存じていなかったものですから、対応していきたいと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○15番（高田悦男） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渋井由放） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義

務に属する損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものがあります。

専決処分の内容は、令和4年12月14日午後3時頃、那須烏山市野上地内の国道294号において、まちづくり課職員が公用車の運転操作を誤り、栃木県が管理するガードレールに衝突し、当該ガードレールに損害が発生した事故であり、このたび損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、ガードレール修理代であり、損害額19万3,393円全額を市が支払うことで和解が成立しましたので、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許可いたします。執行部より資料提供、現場地図等も提供されておりますことから、最低限の質疑をお願いしたいと思います。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今の説明によりますと、この案件につきましては、県が管理するガードレールに接触事故を起こしたということで、ガードレールの損害賠償の額を支払うということですね。

そうしますと、この市の公用車の損害分、左フロントフェンダーからリアフェンダーとなっておりますが、これについてはどのような処置をしたのか。直していないのか、直したのか。直したのであれば、幾らかかったのか。これについては、このガードレールも同じでございますが、市の公用車の修理についても保険適用があったのか、なかったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 相手方への損害の補償、また、公用車の車両につきましても、車両保険、損害保険、両方とも保険対応ということになっております。

公用車の修理代につきましては、54万9,051円ほどの修理がかかってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 職員の操作の誤りが原因だということなんですが、ここの道路、自分も何度も通っております。それで、操作の誤りということに、何かの原因があったのかなど。例えば犬が飛び出したとか、あとは脇見をしていたのか、どのようなのが考えられるんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。



○総務課長（佐藤博樹） 何か飛び出したという話は聞いておりませんので、不注意による運転事故というふうに捉えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 何か飛び出したと、動物なのかなと思われるんですが、そういうことでハンドル操作を誤ったということであれば、そういう理由も記載されたらよろしいのかなと。ただハンドル操作を誤ったということになると、ひょっとしたら居眠りしていたんじゃないとか、そういうふうな臆測が生まれてきます。ですから、そういう原因もきちっと述べていただければよろしいかなと思いますので、ぜひ今後、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） まず初めに1点、お伺ひしたいんですけれども、この事故で職員さんにおけがとあってあったんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 職員の身体のけがというのはございませんでした。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） けががなくして何よりだと思います。

堀江議員からも関連した質問があったと思うんですけれども、公用車にはドライブレコーダーがついていると思います。その中で、車外ほか車内ももしかしたら機種によっては撮影されたりとかしているのかなと思うんですけれども、そういったものを確認した上で、上司のほうから何かしら指導だったり、そういったものはあったんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ドライブレコーダーの確認はしてございます。

また、事故があった報告を受けたその日のうちに、所属課長、あと該当職員、副市長のもとに行きまして、副市長から口頭による注意を受けて、今後そういったことが起こらないような指導はしております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） まずけががなかったことというのは大切だと思うんですけれども、やっぱりこういう案件が、先ほど中山議員のほうからも何件もあるということなので、引き続き平時から、事故を起こす前からの指導をしていただいて、なるべくないようにしていただければと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○3番（荒井浩二） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） こういった事故を起こした場合、その当事者、職員から何か顛末書のようなものを市長宛てに提出しているのでしょうか。

実は私、在職中は、そういった公用車等の事故があれば必ず、これこれこういうような事情で、こういうような事故を起こしてしまいましたというような本人からの顛末書というのが出ていたんです。今、そういうようなものは出させているのでしょうか。1点だけ確認いたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、公用車事故発生報告書、それをまず出させます。その中に主な原因等を記載させていただきます。

それから、この後、その損害の程度によっては、服務規程による処分、また分限及び懲戒等の取扱いに準じて、その後の対応になる場合もございますので、現在は、今のところまだそれは経過途中でございますので、そこまでには至っておりませんが、今後さらに内容については事実確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第2号 専決処分の報告については、報告のとおりでございますので、御了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第5 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題

といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を得た上で、候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、人権擁護委員8名のうち、鈴木善雄氏及び滝原一夫氏の2名が、令和5年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き鈴木善雄氏と、滝原一夫氏の後任として新たに鈴木弘氏を推薦したく提案するものであります。

鈴木善雄氏は、平成29年7月1日から2期6年にわたり、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進され、那須烏山市人権擁護委員の副部長を務められております。また、宇都宮人権擁護委員協議会では常務委員会に所属されているほか、子供人権委員会に所属もされております。

また、鈴木弘氏は、教員として長年、子供たちの指導に当たってこられました。教員を退職後、新規採用職員の指導員として、塩谷・南那須地内において小学校教員の指導をしているところであります。誠実・温厚な人柄で、広く地域の実情に通じた識見を有しており、人権擁護委員として適任者であります。

両氏とも地域住民の信望が厚く、人権擁護委員として適任者でございますので、人権擁護委員として御活躍されることを御期待申し上げます。

なお、勇退されます滝原一夫氏は、平成26年7月1日から3期9年間にわたり、那須烏山部会の部会長や、宇都宮人権擁護委員協議会の常務委員などの要職を務めるなど、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進されてこられました。ここに、滝原一夫氏の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番荒井浩二議員。

〔3番 荒井浩二 登壇〕

○3番（荒井浩二） 渋井議長から発言の許可をいただきました議席番号3番の荒井浩二です。

私は、ただいま上程されている議案第29号 那須烏山市人権擁護委員候補者の推薦についてであります。新たに候補者となります鈴木弘氏を推薦することに賛成の立場から討論をさせていただきます。

鈴木弘氏は、昭和59年4月から令和3年3月に定年退職されるまでの長きにわたり、南那須地区の教員として、将来を担う地域の子供たちを指導していただき、平成28年に馬頭西小学校、平成30年に馬頭小学校、そして平成31年からは南那須中学校の校長を歴任された御経歴をお持ちであり、地域における人望も厚いお方です。

人権擁護委員は、人格・識見が高く、広く社会の情勢に通じていることが求められますが、これからの人権擁護委員は、SDGsの目標の基本的な考え方である「誰一人取り残さない未来」の中における、全ての人が尊重される世界の実現に向け、人権擁護委員は非常に重要な役割を担います。

このような観点から、これまでの教員をはじめ地域活動に貢献された御経験をお持ちの鈴木弘氏は、人権擁護委員としての責務を十分に担っていただけると確信しております。

議員各位におかれましては、満場の賛同をいただきますよう心からお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第6 議案第16号 那須烏山市個人情報保護法施行条例の制定について、日程第

7 議案第20号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正について、日程第8 議案第21号 情報公開条例の一部改正についての3議案については、関係がありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第6 議案第16号 那須烏山市個人情報保護法施行条例の制定について

◎日程第7 議案第20号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正について

◎日程第8 議案第21号 那須烏山市情報公開条例の一部改正について

○議長（渋井由放） よって、議案第16号、議案第20号及び議案第21号の3議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号及び議案第20号並びに議案第21号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第16号 那須烏山市個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に対しても当該法律の規定が直接適用されることになったことに伴い、当該法律の施行に必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

また、この条例の制定に伴いまして、現行の那須烏山市個人情報保護条例は廃止となります。

次に、議案第20号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正についてでございます。

本案は、那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会を廃止し、その機能を那須烏山市行政不服審査会に統合するための所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第21号 那須烏山市情報公開条例の一部改正についてでございます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に対しても当該法律の規定が直接適用されることになったことに伴い、情報公開条例における個人情報の取扱い及び情報公開の対象となる情報の定義について、当該法律との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

その他、那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会を廃止し、その機能を那須烏山市行政

不服審査会に統合することに伴う所要の改正についても、併せて行います。

以上、議案第16号及び議案第20号並びに議案第21号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 私から、議案第16号及び議案第20号につきまして、詳細説明をさせていただきます。なお、議案第21号につきましては、先ほど市長が説明した提案理由のとおりですので、詳細説明は割愛いたします。

まず、議案第16号 那須烏山市個人情報保護法施行条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

国が進める社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの利活用の両立を図るため、このたび法改正が行われ、令和5年4月1日以降、全国共通のルールとして、個人情報保護制度が運用されることとなります。本条例につきましては、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、議会に関する個人情報につきましては、別途制定される那須烏山市議会個人情報保護条例で運用することとなります。

それでは、主な内容について説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第3条の開示請求に係る手数料等は、現行制度と同様に、手数料は無料とし、開示の実施に当たり要する実費負担のみ、開示請求者に負担いただくこととしています。

第4条の開示決定等の期限、第6条の訂正決定等の期限、第7条の利用停止決定等の期限は、いずれも現行制度と同様に、請求があった日から14日以内に決定することとしています。

例外規定として、その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとしています。なお、この例外規定については、現行制度では16日以内となっておりますが、個人情報の保護に関する法律の規定に合わせて、30日以内に変更することといたします。

第5条に戻ります。第5条の開示決定等の期限の特例は、開示請求に係る個人保有個人情報が著しく大量である場合の取扱いとして、第4条の規定にかかわらず、さらに期限を延長して対応できる規定を定めたものであります。

2 ページ目を御覧ください。

第8条の審査会への諮問は、この後の議案第20号にありますとおり、現行の情報公開及び

個人情報保護審査会を廃止し、当該審査会の機能を行政不服審査会に統合することから、本条例の施行後は、必要に応じ、行政不服審査会に諮問することといたします。

最後に、附則について説明します。

附則第1号の施行期日は、令和5年4月1日となります。

附則第2条は、新条例の制定に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止いたします。

附則第3条の秘密保持の義務に係る経過措置は、第1項が実施機関の職員、第2項が受託事務の従事者、第3項が指定管理者に対し、規定したものであります。

附則第5条及び第6条の罰則に係る経過措置は、現行の個人情報保護条例が廃止される前に知り得た個人情報を、同条例が廃止された後に漏えいした場合においても罰則が適用されることなどを規定したものであります。

附則第7条の那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正については、同条例の第9条において、個人情報保護条例を引用している箇所があることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

現在、本市では、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づく審査請求について調査・審議する機関として、情報公開及び個人情報保護審査会が設置されております。また、行政不服審査法の規定に基づく審査請求について調査・審議する機関として、行政不服審査会が設置されております。

両審査会については、所掌事務において関連性があることや、実質的に同一の委員により組織されていることから、このたびの個人情報保護法施行条例の制定と合わせて、2つの審査会の機能について整理した上で、統合するものであります。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

第4条の所掌事務は、行政不服審査法の規定により所掌する事務以外の事務について定めたものであります。

第1項第1号は、情報公開条例の規定に基づき公開決定等に係る審査請求について、調査・審議するものであります。

第2号は、個人情報保護法の規定に基づき開示決定等に係る審査請求について、調査・審議するものであります。

第3号は、個人情報保護法施行条例の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な調査・審議をするものでございます。

第4号は、市議会個人情報保護条例の規定に基づき、開示決定等に係る審査請求について、調査・審議をするものであります。

第5号は、その他の審議会の権限に属する事項について所掌する旨の規定であります。

3ページ目を御覧ください。

第3章は、調査審議の手續について規定したものであります。

第1節は、行政不服審査法の規定により調査・審議の手續を行う場合の取扱いについて、同法の定めに基づき行うことと規定したものであります。

第2節は、情報公開条例、個人情報保護法、市議会個人情報保護条例の規定により調査・審議の手續を行う場合の取扱いについて、第13条から第17条までの規定に基づき行うことと規定したものでございます。

4ページ目を御覧ください。

第3節は、調査・審議手續の併合または分離について規定したものでございます。併合とは、例えば争点が共通する審査請求が複数出された場合において、審議を一括して行うことが効率的である場合などに行うものであります。分離とは、複数の審査請求を併合して進めてきた結果、途中で相違が生じてしまい、審議を一括して行うことが困難になった場合などに分けて審議を行うものであります。

5ページ目を御覧ください。

第22条は、審査委員会が職務上知り得た秘密を漏えいした場合における罰則を規定したものでございます。

最後に、附則についてであります。

附則第1項の施行期日は、令和5年4月1日からとするものでございます。

附則第2項は、本条例の改正に伴い、現行の情報公開及び個人情報保護審査会設置及び運営条例を廃止いたします。

附則第3項は、審議会委員の秘密保持の義務に係る経過措置について規定したものであります。

附則第6項、附則第7項は、罰則に係る経過措置について規定したものであります。

附則第8項は、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定したものであります。同条例の別表第1において、情報公開及び個人情報保護審査会委員の報酬額を規定している箇所があることから、所要の改正を行うものでございます。

以上で、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。総務企画常任委員会に付託しますので。質疑はございますか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようでございますので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第16号、議案第20号及び議案第21号については、総務企画常任委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、議案第20号及び議案第21号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第9 議案第17号 那須烏山市犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第17号 那須烏山市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法第5条に基づき、犯罪被害者等の支援について必要な支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に供することを目的とするため、条例の制定をするものであります。

主な内容としましては、犯罪被害者等が日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担を図るため、見舞金を支給するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお詳細につきましては、総務課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、議案第17号 那須烏山市犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、詳細説明をさせていただきます。

それでは、主な内容について説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

第2条は、用語の意義について規定したものであります。

第2号の犯罪被害者等は、犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族としております。

第3号の市民等は、市内に居住し、滞住し、勤務し、または在学する者及び市内で活動する団体としております。

第8号の重傷病等は、負傷または疾病の療養期間が1か月以上であったもの、当該疾病が精神疾患であるときは、その疾病の程度が3日以上労務に服することができない程度であったもの、被害に係る被害届が警察に受理されているもの、また当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものとなります。

第3条は、基本理念を規定したものであります。犯罪被害者等の支援は、第1項において、犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、十分に配慮して行わねばならないこと、第2項において、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等に置かれている状況、その他の事情に応じて適切に途切れることなく行うこと、第3項において、再被害及び2次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行わなければならないことと規定したものでございます。

第4条、第5条、第6条は、基本理念にのっとり、市、市民等、事業者の責務について規定したものであります。

第7条は、相談及び情報の提供等を規定したものであります。

第1項は、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものでございます。

第2項は、窓口を設置するものでございます。

2ページ目の第8条は、見舞金の支給を規定したものでございます。見舞金の種類は2種類あり、1つ目は、犯罪行為により死亡した者の遺族に対する遺族見舞金として30万円、2つ目は、犯罪行為により重傷病を負った者に対する重傷病見舞金として10万円になります。

第9条から第18条までは、犯罪被害者等の安全の確保、必要な支援、個人情報の適切な管理、意見等の反映などを規定したものであります。

最後に附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいま提案中の条例につきましては、私が昨年、令和4年3月の

定例会一般質問の中で、見舞金支給条例を本市でも速やかに制定すべきと、そう訴えた経緯がございます。あれから1年が過ぎまして、今定例会に提出されたところでもありますから、私はこれで賛成したいと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですね、答弁は。

○14番（中山五男） 結構です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、ここでお諮りいたします。ただいま上程中の議案第17号については、総務企画常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎日程第19 議案第18号 那須烏山市境財産区管理条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第10 議案第18号 那須烏山市境財産区管理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

境財産区につきましては、昭和29年の町村合併に伴い、当時、境村であった、現在の那須烏山市境地区に境財産区を設置し、併せて境財産区議会を設置し、運営管理を行ってまいりました。

財産区の設置から現在まで、間伐材の売却などを主な財源として運営してまいりましたが、木材価格の低迷などにより、年々十分な財源の確保が困難となっております。また、令和2年の公職選挙法改正により、境財産区議会議員選挙においても、令和5年6月の次回改選から供託金制度が適用されるなど、財産区を取り巻く社会的な状況も変化しております。

令和3年度から2か年度にわたり、財産区議会議員により検討・協議を重ねてまいりました結果、現議員の任期満了をもって、財産区議会から財産区委員会へ移行することで、各議員の意思統一が図られました。こうした経過を踏まえ、令和5年2月22日に開催されました令和

5年第1回境財産区議会定例会において、境財産区議会設置条例を廃止する条例が可決されたところであります。

本案は、廃止される境財産区議会に代わり、境財産区の運営・管理に境地区住民の意思を反映させるための組織として、境財産区管理会を設置するため、条例の制定をするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、議案第18号 那須烏山市境財産区管理会条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

それでは、主な内容について説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第3条、第4条は、地方自治法第296条の2第2項及び第3項の規定により、定数は7人以内、非常勤で、任期は4年と規定するものであります。なお、委員の具体的な人数は、管理会と協議して定めることとしておりますが、管理会設置前の境財産区議会との協議を行った結果、7人を予定しております。

第5条は、委員の選任を規定しておりますが、別に定める手続については、境地区の各行政区から候補者の推薦を受けることを施行規則により定める予定でございます。

2 ページ目を御覧ください。

第10条は、管理会の同意を要する事項を規定するものであります。なお、境財産区議会が廃止されるまでは、境財産区の財産の管理及び処分で議会の承認を得なければならない事項については、境財産区議会で審議されますが、境財産区議会が廃止された後は、市議会で審議されることとなります。よって、地方自治法第296条の3の規定により、境財産区の財産の管理または処分に関して、境財産区の住民の意見を反映させるため、境財産区管理会の同意を要する事項について規定するものであります。

第11条の報酬等ではありますが、3ページの附則第3項も併せて御覧ください。委員は、市の非常勤特別職となりますので、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を、附則第3項のとおり改正するものです。なお、報酬の額については、本市のほかの非常勤特別職報酬、また県内のほかの財産区管理会の委員報酬を参考に、会長については年額2万円、委員については年額1万5,000円といたします。

最後に、附則第1項の施行期日であります。この条例の施行は、境財産区議会設置条例を廃

止する条例の施行日と合わせて、令和5年6月11日となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） この境財産区の件につきましては、昨年の11月に全員協議会で説明がありましたから、ある程度、承知しているところではありますが、二、三質問を申し上げたいと思います。

この財産区のまず財産ですが、土地だけでも前回の説明ですと39万8,573ヘクタールあると言いましたね。これは大木須、小木須、横枕、上境、大沢地内にあるそうなんですが、この土地の名義というのは、今はどなたの名義になっているのか、登記上の名義について、1点お伺いします。

それと、当時の売却益が2億8,000万円ほどあって、そのうち1億円ほどを基金として積み立てているわけですね。それで、今もこの基金は1億円少々持っているんですが、この基金の処分というのはどのような方法でできるのか。これもやはり今回できる結局、管理会の同意を得て、さらに議会の議決が要ということになるのでしょうか。

それで、具体的にこの1億円はどんな方法で使えるのか、ちょっと気になるところです。お金もずっと合併以来そのままになって、動かないお金なんですよ。このことについて、これから何に活用する考えなのかも併せてお伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 財産区の土地の名義につきましては、現在、境財産区となっております。特別地方公共団体としての境財産区は今後も存続するため、変更の予定はございません。

次に、所有する基金の用途でございます。運営基金として、1億40万1,000円の残高がございます。その用途としては、今後の境財産区の運営費、また境財産区内の自治会が集会所や消防団詰所などを建設する際の補助金、名称としては、境財産区地域施設等補助金というのがございますが、その原資として有効に活用してまいりたいと思っております。

境財産区有林や基金は、境財産区の大切な財産でありますことから、今後も地元の皆さんの御意見を聞きながら、有効に活用してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 土地の所有は分かりました。そうしますと、1億40万1,000円ほどの基金があるわけなんですけど、これからの使途については、財産区の運営委員会での運営費とか、その地域の集会所等に使うということで、となりますと、この那須烏山市全体に何かつくるといった場合で、例えば今回、庁舎を造るために、この1億円をそれに充当するとか、そういうことは全くできないと、そう理解してよろしいんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） あくまでこの基金は、境財産区のために活用する基金でございますので、考え方によっては、例えば庁舎に境財産区の機能を持ち合わせた、何かそういった施設とか集会所を造る場合には、そこにかかる費用をこういったものを充てていくとか、そういったものは考える余地はございますが、なかなかそういったことを使うにはなっていないということも予想されることから、今に関しては境財産区の範囲内での活用というものを考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第18号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第11 議案第19号 那須烏山市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備について

○議長（渋井由放） 日程第11 議案第19号 那須烏山市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市の下水道事業を公営企業化するための関係条例について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、第1条で、既に公営企業に移行している水道事業の設置及び経営基本条例に下水道事業を加え、公営企業の総則的な条例とするものであります。

次に、下水道事業の公営企業化に伴い、「市長」は、上下水道事業の管理者の権限を行う者という立場となることから、市長部局としての「市長」と明確に区別するため、「管理者」という略称により定義を整備するとともに、公営企業化に伴い各条例を施行するための規則は、今後は管理者が定める規定において定めることとなるため、「規則」を「規程」に改めるなど、関係する条例について所要の規定の整備を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ただいま上程中の議案第19号、下水道事業の公営企業法の適用に伴う関係条例の整備についてということでございます。

前にも全協でこの関係の説明は受けたところでございますので、あれなんです、基本的に令和5年度からこの公営企業法に伴う適用になるわけでございます、そうしますと、当初予算に企業会計でこの下水道関係の予算についても上程されるということで、水道事業と同様に、企業会計として下水道関係も上程するという内容でよろしいんですね。そこをもう一度、確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 平塚議員がおっしゃるとおり、公営企業会計のほうの予算要求をやりたいと思います。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） この2つの特別会計が1つになるわけなんです、公営企業に移行したことにより、経費節減できるのかなと思ひまして、私、予算上から見たんですが、一般会計からの繰入金、令和4年度は2億5,200万円ほど、令和5年度の予算を見ますと2億

6,000万円で、逆に公益企業に移行したことにより、769万円ほど一般会計からの繰入金が増えているんです。なぜこれほど増えてしまうのかなと思って、ちょっと理解できないんですが、この点が1点。

もう一つ、今まで農村集落排水に関する条例が幾つかあったんですが、これは、農集関係が廃止されてもこの条例の一部だけが残るとそう理解してよろしいのか、以上2点についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） まず、ちょっと金額の確認をしたいんですが、予算書の270ページなんですけども、令和5年度は2億6,000万円となっているんですけども、こちらの会計では2億3,000万円だと思うんですが。

○14番（中山五男） 分かりました。

○上下水道課長（高田 勝） それで、申し訳ありません、実際に公営企業会計になって、経費が節減できるのかというのが、すぐにはちょっとできないんですけども、公営企業の会計に移行後、速やかに下水道使用料等の値上げも含めて、現在の経営戦略の見直しを図ることとしています。また、住宅密集地等のエリアの見直しを行って、そこを入れていくとか、あとは効率の悪い地区を区域から除外するとかという、そういう経営努力をしていきたいと考えております。

さらに、烏山地区の加入率がちょっと悪いものですから、当然、現地を歩いて、理由とかそこら辺をよく調査して、加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

農業集落排水の件なんですけども、下水道事業と農業集落排水事業の設置管理及び使用料条例について、議案書の12ページを見ていただくと分かるんですけども、設置に関する部分を水道事業の設置条例に合流する形で一本化させ、それに合わせて農業集落排水施設条例に名称を変更するというところで、残ります。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 大体分かったんですが、令和5年度の予算から見て、一般会計の繰出金というのは2億6,000万円と違いますか。この点、もう一回お伺いします。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） すみません、何ページを見て。

○14番（中山五男） この予算概要の18ページ。これを見てください。この一番下のほうに下水道事業というのがありますよね。ここに、うち一般会計分というのが2億3,000万円と3,000万円、合わせれば2億6,000万円じゃないかと思うんですが。



○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 後ほど確認をしまして、回答させていただきます。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第19号 那須烏山市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### ◎日程第12 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第12 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員定数を現行の250名から260名に増員し、その内訳について改正を行うほか、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

増員の主な理由としましては、定年引上げ期間中において、定年退職者が生じない年度の翌年度も継続的に新規職員を採用することや、本市特有の行政課題に対応するため、昨年12月に開催の市議会議員全員協議会で御説明いたしました定員管理計画第4期計画に定める目標値にのっとり、現行の250人から、毎年度2人増員し、令和9年度に260人とするものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、令和5年6月10日に、境財産区議会議員の任期が満了することに伴い、境財産区議会が廃止となることから、境財産区議会事務局職員の定数について定める規定を廃止するものでございます。これが第2条の改正になります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認をしたいので、質問いたします。

まず、市民の数が急激に落ちている中で、職員の数を増やすということは、これは市民にとって見ると、なかなか理解できないことだと思うんです。

ただ一方で、定年65歳まで延長ということがあって、260人にするというのは、これは努力目標として、これはマックスだから260人なんていうことはないよなという、それでこれを運用しながら、いろんな工夫をしながら、これは最少に抑えるよねという確認。

これは民間であれば、定年が上に上がったからといって、職員の数を増やしますよなんていうのはあり得ないので、やっぱりその価値観というか、市民に対する責任というのは自覚を持って、今言ったような運用をしてほしいということが1つと、あとこれはあくまでも暫定的に定年65歳というものの運用上の条例改正だという認識でいいのか。

そうであるならば、この後、きちんとその65歳のときが落ち着いてから、どういう職員の数にするかという条例の制定を考えたときに、やっぱり人口に見合った人数で市を運営しなきゃいけないというものを哲学に持って、きちんと戦略的に決めてもらうようなことを約束して

もらわない限り、これ、はい、分かりましたと言って、僕なんかは市民のほうに言ったときに、おまえ、あんなの賛成したのかと言われてたら、僕はいと言えることはないと思うので、これは議員みんな同じだと思うので、そこでもお願いしたいのは、前の説明で、同等の市、全国の人口2万人とか3万人ぐらいの市ではうちよりも多いんだみたいなことを言われたんだけど、そこでそうですかと言ってしまったら、一番うまい運営をしているところを見損なってしまうので、例えば町、村、ここは本当に努力しています。そういうところまできちんと調べて、ほかの市じゃなくて、やっぱり日本全国の中で、こんなにうちの町はうまく市民を巻き込んで、職員一番スリムな体制でやっているよというものを、きちんとできているというのがPRできるような、そういう芽というのが摘まれてしまうんですよ。

もう一回説明すると、こういううちと同じぐらいの市を見たら、うちよりも多いと。だからしょうがないんですよと言ったと同時に、今僕の言ったようなアイデアというのはそこで死んでしまいます。だからその辺をきちんと踏み込んで、町、村のレベルまで調べて行って、うまくいっているところを見たら、それに見合うようなことをうちだってできる。それはできるんです。同じ人間がやっているんだから。というような目で、ぜひその後の体制をきちんとつくっていくよというのを、意気込みを含めて示してもらわないと賛成できないので、お願いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ありがとうございます。

まず、上限として260人という方針は打ち出しますが、限りなくその数に合わせるように職員を増やすということは、議員がおっしゃることも踏まえましても、こちらとしても考えておりません。その時々合った必要人数というのは都度、都度、調整はしてまいりたいと思っております。

また、定員管理計画というものが、令和5年度から9年度、この5年間にかけた計画がスタートします。次回の見直しの際には、総合計画の推計人口、また、そのときに合わせた事務の在り方、それには、村、町、先ほどの先進的なものも含めて調査研究しながら、次期計画には、改めて定数についての考え方を示したいと思っております。

できるだけ事務の合理化含めまして、最少人数で対応していくということは、間違いなくやっていきたいと思っておりますが、ただ、ときどきのやっぱり重要課題というのがありますので、そういったものは正規職員を採用するということがあります。任期付の職員を採用するという方法もあり得ますので、必要最低限の人数でしっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ぜひ、市長の答弁にありましたけど、いくら検討しても、増えることあっても減ることはないんだというのは、これはもうそこで改善の芽が摘まれてしまいます。なので、やっぱり少ない人数でやっている町とか村とか、そういうところも含めたら、やっぱりいいアイデアがいっぱい出るはずなので、そうすると飽くなき改善、こういうのをぜひ市長のほうからもどんどん働きかけてほしいんですよ。それを、意気込みだけちょっと。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。ただ、町と村等ではいろんなもの、持っているものが違うので、ちょっとその辺の人員は同じとはできないかもしれませんが、なるべく私としても、無理に増やしたいわけではなく、今回の政策として仕方ない部分がありますので、その辺は調整させていただきます。

さらに庁舎も一本化すれば、人員の削減も必ずできる可能性は大きくなってきますし、今回の保育園の統合でも、人員の削減とかはだんだんできてくると思いますので、それに対応していくよう努力をしていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ぜひ市民に助けてもらう、そういうアイデアでやるのと、仕組みを変えていく。あと、いくら国から、県からどんどん下りてきているから、だからしょうがないんだと言ったと同時に駄目です。要は今度、第3次総合計画の中で、もう戦略が相当きちんできてさえすれば、県とか国から下りてくる仕事というのは、町をよくするために下りてくるので、だったらこのところは取るけど、これは要らないよみたいなことまで、そういうところまでぜひ期待していますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 質問項目、3点ほどあります。これは既に通告してありますが。

まず、職員定数10名増の根拠について、お伺いしたいと思うんですよ。これは、昨年11月の定例会で定年等のことにつきましては、既に議決済みです。その際、頂いた資料では、満60歳到達者、令和5年度は4人、来年は6人が5人、次が5人、2人、7人、6人、11人、12人、7人というふうに私、聞いているんですよ。

それで、この60歳到達者が仮に全員、5年間延長して勤めたとしますと、既に令和7年には、再任用職員が14名になる私、計算なんですけどね。さらにどんどん、どんどんこれが増えまして、令和13年度には、この5年間の分を合わせると、43人になるんです。果たして、

繰り返しますが、60歳に到達した後5年勤めるかどうかは分かりませんが、勤めたとした場合、こうなるんです。それがなぜ今回、10名ということにしたのか、その根拠について、まず1点お伺いします。

次に、令和5年度以降、各年度には新採職員がありますね。この新採職員の年度別の計画です。計画でいいんですよ。これについてお伺いします。

それともう一つ、令和5年度の予算を見ますと、新年度予算です、行政事務の効率化を図る事業費として、6,766万3,000円を計上していますね。6,700万円といますと、職員給十一、二名分ぐらいですよ。これほど行政事務の効率化のために予算を計上しているんだが、これで人員削減の効果があるんですか。お金だけ使っても、人員削減に全くつながらないとしたら、無駄な予算じゃないかと思うんです。

以上3点について、お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、定数10名増の根拠でございますが、まず1つあるのが、やっぱり定年延長引上げに伴って、毎年、退職者が出ないというところで、出ない年は間違いなく定数はその分、増えます。

ただ、定年退職する年が来たときに、その方が全員、再任用になるという前提であれば、単純な数字を積み上げれば、中山議員がおっしゃるようなところになるかもしれません。ただ、全員がそのような傾向になるとも限りませんので、それはそのときどきの意向調査等を実施してまいりますので、実際の数については、その年度ごとに確定していきたいと思っております。

ただ、定数の10名増につきましては、基本的には、退職する年が毎年1年ずつずれるということを加味しまして、新規採用者数と合わせまして、令和9年度までには259名程度になる予定でございますので、260名の上限目標を立てているところでございます。

新規採用職員につきましては、今のお話とかぶる部分、ありますが、単純に退職した分だけ補給するということがあります。そのほかに、やっぱり自己都合退職で辞める方がここ最近非常に多ございます。その分の新規採用数も、再任用職員と合わせて全体数を把握しながら採用募集していきますので、実際の各年度の新規採用数は何名かといわれると、明確に申し上げることはできません。その年度ごとのお知らせ版で、次年度に向けた新採用職員の募集案内のときに初めて次年度の人数が明らかになってくるということをお了解願いたいと思います。

それと、令和5年度予算の行政事務の効率化を図る事業費、6,766万3,000円計上してございますが、これは人員削減効果ということよりも、システムのリースに係る費用ですので、詳細については総合政策課のほうで説明していただければと思いますが、人員削減効果というような部分での計上ではないことは御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 令和5年度の予算の中で、6,700万円程度の予算でございますが、予算の概要書でも御覧になっているかとは思いますが、やはりこれからの行財政運営を持続可能にするという目標の中で、デジタル戦略、やっぱりこういった行政事務の利便性を図るという観点から、この予算がございます。

具体的には、情報系システムの管理運営費になります。我々の使っているパソコンもそうですけれども、ネットワークの回線の保守料とかリース料とか、そういったものが全て含まれている庁内の費用となっておりますので、その点は御理解いただければと思います。

デジタル化を進める中での効果と考えれば、やはり庁舎が今、分かれていますけれども、ウェブ会議等を行うことで、やはり移動を少なくするとか、我々の使っている行政書類もペーパーレス化を図るとか、少しずつではございますが、進めてまいりたいというような予算でございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 総務課長、仮にこれ、5年間延長して勤めるとなった場合には、先ほど私が申し上げたように、令和13年度には43人も膨れるわけですよ。そうなるんだが、その場合には、毎年、毎年、定員定数の条例を変えていくんですか。これが1つ。辞めなかった場合にはしょうがないだろう。このことについて1点。

それともその場合にはやむなく新採職員を減らすのか。それで定数だけは守ろうとするのか、この辺について1点。

それともう一つ、これは菊池課長、行政事務の効率化ということで、デジタル戦略のとか何とか言いますが、これは電子機器で、物すごい予算が計上されていますよね。それが問題は人員削減につながっているのかどうかですよ。何か全くつながっていないような気がするんですね。どうもはやりの機械をどんどん、どんどん入れる。お金ばかりかかって、人員削減にはつながらないという、そんな感じが私は思っているんです。いかがですか、その辺のところ。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 実際の5年間を見越した定年退職、再任用も含めまして、試算値では、先ほども申し上げたように、毎年、辞める職員がいなくなることから、新採用職員は平準化しながらその分を補っていきたいという意向がございますので、新採用職員については、2名から3名程度、間違いなく採りたいなとまず考えてございます。

それに併せて、自己都合退職者がいれば、その分をカバーしていきたいと思っておりますが、再任用退職者のことを鑑みますと、今現在の数がかなり低い数字から始まっておりますので、

再任用職員が全て再任用したとしても、令和6年度につきましては、250名の定数から2人ずつを増やした、令和9年度までは259名程度にしかならない計算になってございます。現段階、スタートしている職員数は、250名を上限としておりますが、実際には242名程度で令和4年度の4月1日はスタートしておりますので、その分についての差を含めましても、中山議員がおっしゃるような数字には、ここ5年間の推計ではない予定になってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 中山議員の、人員削減につながるかと言われますと、なかなか職員の定数減という形には結びついてはいないとは思いますが、我々、本市のデジタル化を進める立場とすれば、やはり計画に基づいて、まずは市民の利便性の向上、これはやはり一番重要だと思っておりますので、その施策は展開してまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○14番（中山五男） 全く理解はできませんが、もう3回言ったので。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決い

たしました。

---

◎日程第13 議案第23号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する  
条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第13 議案第23号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の休憩時間制度の柔軟化を目的として、人事院規則が改正されたことに伴い、本市条例においても、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の改正を行うものがあります。

改正の主な内容は、テレワーク等の柔軟な働き方が広がる中で、その休憩時間についても職員の勤務能率や健康等を考慮し、柔軟に設定することを可能とするものであります。

具体的には、在宅勤務をする職員のライフスタイルに合わせ、休憩時間を設定することができるよう、職員からの申告に基づく休憩時間の設定を可能とするものであります。

なお、施行日につきましては、人事院規則の施行日と合わせ、令和5年4月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第23号、市の職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。休暇時間が、これまでは「休憩時間は、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる」ということだったんですが、それを今度は「休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる」ということで、1、2、3号があるわけですね。（1）、（2）、（3）ですね。

これについては、一律に与えないことができるのではなく、それぞれの職務の特殊性に応じ



て、柔軟に休憩時間を取るというふうに読み換えてよろしいんですかね。その辺の実際の運用をどんなふうに進めるのか。本人が勝手に、私はこの時間を休憩時間としますという申告だけでいいのか。それぞれの課、グループというんですかね、その中での運用については、どのような具体的な方法を用いて進めようとしているのか、その辺の内容についてお示しいただければと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現行と改正後ということで言葉の書き方は違っているんですが、現行におきましても、一斉に付与しないことは今までもできました。それを明確に今度、運用上できるように、1号、2号、3号と置いて書いたのが、今回の新しい改正になってございます。

その中で、特に先ほど市長からの答弁にもあったとおり、今、コロナ禍も影響しまして、テレワークというのが非常に進んでおります。テレワークなんかは、その職員が12時から1時までしっかり休むという管理もできるんですが、自宅での勤務になりますので、1時間休憩を取るとするのは権利ということでございます。その権利の部分をどのように行使していくか、そういったものにつきましては、今回、書いた第6条第3項第3号や第2号を加味しながら、勝手にできるということではなく、申告に基づいて、あくまで認めて運用していくということになりますので、具体例を申し上げますと、今のテレワーク、そのほかもともと出勤時間の始まりがずれているような職場もございまして。そういったところの休憩時間の取り方につきましても、健康上、加味しながら与えていくこともあるのかなと思っております。

実際の例につきましては、今後どういうケースがあるか、具体的な内容を見た上で認めるかどうかを判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大変分かったような、分からないような話で、申し訳ないんですが、いずれにしても今の話では、申告に基づいてそれぞれのグループというか担当課でそれを認め調整するということだと思うんですが、それは前もって申告、いわゆるテレワークの場合には電話連絡でそれは済むということになるんでしょうかね。前もって申告書などを書かなくてもいいというふうな管理で済むんでしょうかね。実際にちゃんとテレワークをやっているか、やっていないか分からないけども、本人からそういう申出があったので、それを認めましたというようなことでよろしいんでしょうかね。

どうもその辺が、一斉に与えないことができるのは前と同じだと。しかし、今度はそれを能率を甚だしく阻害する場合とか、職員の申告を考慮して、休憩時間を置くことが適当である場

合ということの規定なんです、具体的な運用がちょっといまいち見えないものですから、その辺が適切な職員の勤務管理ができるのかどうかというのがいまいち見えなかったものですから、大変失礼ながら、もう一度、御説明をお願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 条例の中に規定してあるとおり、「規則の定めるところにより」ということなので、その運用につきましては今後、規則の中で定めてまいります、勝手にできるものではありません。あくまで申出があった中身が事務に支障がないかどうかを判断した上で、任命権者が定めることとなりますので、実際の運用につきましては、規則の中で申出に応じて個々の判断になっていくと考えております。

ただ、先ほどもちょっと話しましたが、具体的にすぐ例示するならば、テレワークというのが一番の具体例になりますが、それぞれの課のそれぞれの職員が勝手にやれるかという、なかなかそこまでの運用は、今の段階、ちょっと厳しいのかなと思っております。実際のケースを、具体例を判断しながら、適切に判断してまいりたいと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） よろしくないけど、分からないので、規則も後で含めてよく見させてもらいます。

○議長（渋井由放） はい。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 我々、民間で働いていたときに、昼休みが1時間、あと生産工場であれば、10時休みとか15時休みとかありますが、職員の方々は、昼休みというのは1時間、12時から13時までというのは、これは決まっておるんですね。それで、朝8時半から12時までの間に、休み時間というのを取っていることというのはあるんでしょうか。また、13時から夕方17時ですか、17時半ですか、その辺までの間に休息时间というのは実際のところ取っておるんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 7時間45分の勤務の中で、1時間休憩時間を取るというのは法律上、決まっていることですので、今の段階では、本市では12時から13時までを休憩時間ということで、基本ベースは取っております。

ただ、休息时间につきましては、今の制度では休息时间はありません。過去に休息时间というのを設けて、10時から15分、または本市では休憩時間が45分だったときに、15分の休息を入れて、1時間休憩時間、また、午後、17時から17時15分までの15分、休息ということで17時15分まで取っていたときもございますが、基本的には休息时间はそれぞれ

の勤務時間の途中で取るので、10時から15分、15時から15分、そのような休息時間を取っていたケースもございますが、今は休息時間はなくなっております。あくまで休憩時間のみというような対応でやっております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） こう言うては何なんです、ずっと継続して作業すると、集中力に欠けるとか、もっと言うと、職員が辞めてしまうという案件が最近、多いという話を聞きますが、ずっと続けることでストレスがたまったりということを考えれば、ある程度の休息時間というのは、逆に私は設けて、めり張りをつけて仕事に集中してもらおうというのは、非常に重要なことかなと思っております。

ですから、1時間だけというふうに限定すると、職員の方も休みづらい、たばこも吸う方は吸いづらい、そういう環境になって、ストレスがたまるのではないかと思います、実際のところ今はないというのが現状ですけども、ある程度、黙認できるような休息というのを、午前、午後、少しの時間ですか、取ってもらったほうが、職員のためになるし、モチベーションを落とさないということにもつながるのではないかと思います。

ぜひ、そういう職員の働き方というか、その時間を考えてもらったやり方を、今後きちっと考えていただいて、検討していただければと思います。どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 職員寄りの温かい意見、ありがとうございます。

今、休息時間はなくなっておりますが、トイレとか、ちょっとした気晴らしの時間というのは、トイレを伴いながらあったり、また、職員と勤務の話をしたというようなところもございます。

ただ、製造業とか、流れ作業でやっている方にとっては、やはりそういう休息時間は必要かと思いますが、事務職においては、なかなか休息時間はその勤務の中で取り得る場合もありますので、休息時間を一斉に与えたほうがやりやすいんじゃないかという提言は意見として承りますが、窓口として市民を相手にしているところもございますので、なかなか一斉に休息を取るというのも取りづらい部署もございます。

今後、あらゆる研究をさせていただいて、働き方改革の中で、そういったものも制度ができれば検討してまいりたいと思います。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 先ほどの堀江議員の質問に関連してなんですけれども、同僚議員の中

にも、熱心に、熱心にといい方はおかしいですね、たばこ税って本市の重要な財源を占めているものだとも思いますし、決してこういうことを言うことで、そういう方の納税意欲をそぐような意図というのはないんですけども、ただ、吸わない方と、吸う方というのがいらっしゃって、その中で不公平感とかあってあつたりすると思うんですけども、たばこに関して、たばこ休憩とかそういったものが事実、存在するのかなと思うんですが、そういったものというのは、内規とか何かそういうので決まっていたりするんですか。教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 基本的にたばこ休憩、休息を設けているかということ、設けてございません。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第23号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第24号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第14 議案第24号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の支給額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 2点ほど質問申し上げます。

まず、今回、8万円を引き上げて、48万8,000円にしたその根拠についてお伺いします。

2点目、今回の条例は、これは国保の加入者に限って48万8,000円とするわけなんです。そこでお伺いしたいのは、市役所職員が出産した場合は、こういった手当というのは幾らぐらい支給されているのか。さらに、市内の一般企業社員、そういった企業ではどのような取扱いになっているのでしょうか。同じようにやはりこの前後の出産といいますか、この手当というのは支給されているのかどうか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、まず1点目、8万円を値上げした根拠につきましては、こちらのほうは国のほうの社会保険審議会医療保険部会というところが、議論の整理ということで、令和4年12月に、出産育児一時金の額については、出産費用の平均額の推計等を勘案しまして、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきということで答申がされまして、健康保険法施行令の一部を改正することに伴いまして、国民健康保険条例参考例の一部が改正されることに伴い、今回、8万円の値上げをすることになってございます。

次に、そのほかの一般企業とか、あと市役所のほうにつきましては、こちらは健康保険法施行令等の一部を改正する政令というものが出されていまして、こちらについては、健康保険法

施行令、それから船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合法施行令のほうで、同様に8万円増額となりまして改正になっておりますので、そちらを多分、ほかの保険者につきましても該当させていると思われまいます。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ちょっと分かりづらい答弁だったんですが、まず引き上げた根拠は、これは国の指導によるというんですが、実際の出産費というのは、実費というのは今どのぐらいかかっているか、課長、分かっていますか。これについて1点。

それともう一つ、市役所職員、これは48万8,000円だったんですか。もう一回伺います。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 全国で大体、平均では50万円程度になってございます。

あと、市役所については、ちょっとすみません、こちらでも把握はしておりませんので、申し訳ありません。市役所については、後ほど報告したいと思えます。

あと全国の平均のほうなんですけど、全国平均では45万4,994円ということで出ておりますが、東京都においては56万5,000円、一番安いところで、鳥取県では35万7,400円程度。あと栃木県については45万4,000円程度で、中央部については47万1,000円程度かかっているようでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第24号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第25号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第15 議案第25号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子供の健康の維持と子育ての経済的な負担の軽減を図るため、那須烏山市子ども医療費助成事業の対象年齢を、15歳に達する日以後の最初の3月31日までから、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、一応念のため、1つ確認させていただきたいんですけれども、こちらにおける子供というのは、例えば成人とかになると、結婚したりとか、会社の法人を起こしたり、代表とかになったりすると成人になったりとか、あと場合によっては中学校を卒業して、そのまま社会人になったりとかした場合でも、そういったことも含めて、年齢によって一律に決めるものでいいということよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 荒井議員のおっしゃるとおり、年齢によって決まるものです。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかにございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） こども医療費の引上げ、これは各市町村の今、新年度予算の概要が報道されていますが、それを見ますと、幾つかの市町村で、やはり令和5年度から高校生まで引き上げているようです。ですから、私のほうでも当然、これは引き上げるべきだなとは考えているところなんです。

それで、このこども医療費、年齢3歳を引き上げて、対象者は何人ぐらいになるのか。

それと予算増額分、これ実はまだ今の令和4年度は中学生までですよ。それで実際、幾らかかかったか分かりません。一番直近で、令和3年度の決算では、こども医療費5,173万7,000円支出しているんですよ。それで、5年度の予算を見ますと、6,509万円ですね。そうすると、高校生にまで引き上げたことによって、単純に計算しますと1,335万3,000円、予算が増額になっているわけなんです。ならば、今から12、3年前、平成21年までは、那須烏山市は小学6年生までこども医療費がただだったんですよ。それから、平成22年に中学3年生まで引き上げたんです。それで、小学6年生と中学3年生で3歳引き上げたことによって、この当時、幾ら増額になったかを当時の決算書から見ましたら、僅か480万円なんですよ。この医療費というのは、その年によって、例えばインフルエンザが大流行するというと、これがぐっと引き上がったりますから、一概には言えないんですが、この小学6年から3年生に引き上げて、僅か480万円だったんです。

今回、1,300万円も予算上、引き上げているんですが、これは令和3年度との比較ですよ。この根拠について、お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、対象者につきましては、令和5年度、0歳から18歳まで、今の段階ですと約2,790名。うち今回、範囲の広がる高校生に相当する人数につきましては、612人となっていますので、拡大した分での増える人数としては、この612人程度になるのかなと思われまして。

あと令和3年度のこども医療費決算額、先ほど、中山議員がおっしゃられたとおり、5,173万7,000円なんですけど、これは扶助費の部分になっております。令和5年度の当初予算額6,509万円につきましては全体となっておりますので、このうちの扶助費については6,291万円を見込んでおりますので、増額分、令和3年度と比較した場合、



1,117万3,000円が増えているような状態となっております。

参考に、平成30年度、こども医療費の扶助費分、7,100万円程度です。次の年、令和元年度、6,700万円程度。若干、人数も減っているというあたりで減ってきているのだと思いますが、令和2年度と令和3年度、どちらもおおむね5,200万円程度、一気に下がっております。これにつきましては、コロナの影響で医療機関の受診日控え、これが大きくあったのが決算額に影響したものと考えております。

今年度、令和4年度につきましては、ウィズ・コロナというような環境の変化もありまして、本当に若干ですが、医療費の支払い額が令和3年度同時期よりも増えているような状況となっております。それらを加味しまして、令和5年度の、中学生までの扶助費分を5,400万円程度と見込んでいます。

さらに、高校生相当分につきましては、既に18歳までをこども医療費の対象としている複数の自治体に確認したところ、こども医療費扶助費の合計額の14%程度だというような情報をいただきましたので、この分を本市に照らし合わせまして、高校生相当額につきましては880万円程度であろうと推計し、令和5年度のこども医療費の予算額を、扶助費としましては6,291万円と計算したところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これは予算が余れば余ったなりに最後の決算になりますし、途中不足すれば、また補正で上げるということになるんでしょうから、これは仕方がないとして、私も平成20年度以降のずっと決算書から拾ってみたその数字から比較するというと、ちょっと今回は1,300万円は引き上げ過ぎなのではないかなというような、そんな感じを持ったものですから、質問項目に1つ入れたわけです。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第25号のこども医療費助成条例の改正でございしますが、これまで中学3年生相当だったものを、高校3年生相当までということですが、これは私、前回の一般質問でも申し上げましたが、県のいわゆるこども医療費助成が、小学校6年生までだったものを中学3年生まで、今年度の4月1日から引き上げるということでございます。したがって、その分だけ市の負担は減るわけですね。小学6年生から中学3年生まで県が引き上げるわけですから。

それを考えないで、ただ単に予算だけを見て、1,200万円上乗せになるみたいな論議は全くおかしいと。基本的に、そうしますと、小学校6年生までだった県の引上げが、中学3年

生まで今度、医療費無料化になるわけですから、その負担分が減る分と、高校3年生まで今度は引き上げて、その負担分が増える分と、それを両方バランスを見て、総体的にはどういうふうになるのか、その説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 令和3年度の歳出については、5,200万円程度と申し上げましたが、歳入については1,244万9,000円程度になっていますので、一般財源の持ち出し3,928万7,000円ということで、約4,000万円の一般財源の持ち出しをしておりました。

令和5年度につきましては、先ほども申し上げた歳出額に対しまして、歳入のほうを計算させていただきますと、2,100万円程度、補助金として県のほうから入るのかなということで、差引き、一般財源については4,100万円前後ということで、100万円、200万円、持ち出しのほうが多くなる、その程度だと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第25号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決い

たしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時05分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、中山議員の質問に対する追加答弁がございます。

大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） すみません、先ほど中山議員から御質問ありました、市役所のほう、出産育児一時金はどうなっているのかという質問なんですが、共済のほうでも、やはり令和5年4月から50万円に引き上がるということになっております。48万8,000円ですね。そちら、同額です。48万8,000円になります。実質の額としては、50万円になります。

そちらは条例上は48万8,000円になっているんですが、その1万2,000円の差額については、医療補償制度について、何か病院のほうで事故があった場合に補償されるということで、損害保険のほうに入るような制度になっておりまして、そちらが上乘せになっているということで御理解いただければと思います。

以上です。

---

◎日程第16 議案第26号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第16 議案第26号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を参酌する本条例についても、同様に改正するものであります。

主な改正の内容は、施設を利用する乳幼児の安全を確保するため、安全計画の策定及び自動車による移動の際に点呼やブザーによる確認事務を規定するものであります。

そのほか、民法が改正され、懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、本条例においても、当該条項を削除するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせます。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） それでは、ただいま上程いたしました本条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書に添付しました本条例の新旧対照表を御覧ください。

まず、第7条の2、安全計画の策定等です。幼稚園や認定こども園においては、学校保健安全法により、安全計画の策定が義務づけられている一方、保育所を含む児童福祉施設等、児童が長期にわたり入所または通所する施設については、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が、国の定める運営基準として明確に位置づけられる必要があるとされ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、保育所等については、令和5年4月1日より安全計画の策定等が義務づけられました。

これと同じく、国において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についても改正されたことに伴い、本市においても、同基準を参酌している本条例について、安全計画の策定等を追加するものです。

次に、7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、保育施設の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという大変痛ましい事案が複数発生したことを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正がされたことに伴い、本市においても、同基準を参酌している本条例についてもバス送迎の安全管理に関する条文を追加するものです。

2ページを御覧ください。

第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、これにつきましては、子供の年齢、国籍、障害の有無など、違いを全て受け入れる教育法、いわゆるインクルーシブ保育、これを可能とするための設備・人員基準の緩和がされたことにより、下線部分の文言を追加するものです。

第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止、これにつきましては、体罰等によらない子育てを推進するに当たり、民法及び児童福祉法において懲戒権関係規定を削除することに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準においても該当する条項が削除されたことにより、本条例においても削除するものです。

第14条第2項、衛生管理等につきましては、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を講ずる努力義務が課せられているものの、講ずるべき措置の内容は具体的に規定されていなかったため、児童の安全の確保について必要な措置を明確に位置づけるため、下線部分の文言を追加するものです。

最後の附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。ただし、第13条を削除する改正は、既に国の基準が改正されていることから、公布の日から施行するものです。

さらに、改正後の第7条の3第2項の規定の適用につきまして、通園バス等の降車時のブザー等による確認は、令和6年3月31日までは、ブザー等を備える代わりに、他の措置を講じて対応して差し支えないこととする経過措置を設けております。

以上、条例改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今回の条例制定は当然のこととっております。それで、保育事業者に安全計画を策定させて、職員や保護者に周知しなければならないとなっているわけなんです。問題は、この安全計画どおりに実施しているかどうか、指導監督するのが重要じゃないかと思えます。この指導監督というのは誰がやるんですか。市でしょうか。これについて1点、まずお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 中山議員おっしゃるとおり、市になります。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それは了解しました。

あと、参考のためにお伺いしたいんですが、家庭的保育事業者、これは市内に私が知る限り、5か所じゃないかと思うんです。ちょっと私、読み上げてみますが、みらいのKaZe保育園ってこれは敬愛荘内ですね。あとゆうゆうランド那須烏山園、南大和久ですね。それにキッズランドあさひって、これは宮原にあるようですね。あと、このやま保育園、あと、あいのわ保育園ってこれは三箇の愛和苑の中にあるそうです。この5か所が今回の条例で定める家庭的保育事業者でよろしいんでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） こちらも中山議員おっしゃるとおり、5か所になります。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 先ほど5か所の保育施設なんですけれども、このバスの運行の部分に当てはまるのかなと感じたものですから、バスを運行して、送迎をしている家庭的保育箇所があるのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 本市の5か所のこの保育施設につきましては、バスの運行は行っていません。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 条例で定めるといことで、確認でよろしいですか。了解です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、内容は先ほど説明があったとおりでございますが、1つ、送迎用のバスの運行でございますけれども、ブザーなどを、要するに幼児の所在を確認できる体制をといたしますけれども、例えば送迎される幼児がバスの中で寝ている場合には、ブザーは押せませんよね。そういうときに見落とすというのが大きいんですね。だから、そのブザーを設置することというよりも、そういう送迎で見落とさないことのほうが大事じゃないかなと私は思うんですよ。だからそういう点を徹底させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 国のほうでの方針が出されて、ブザーの設置については、バスの後ろのほうにつけて、止まると音が自動的に鳴るんですね。それを今度、止めに行かないと止まらないようなのを設置してくださいというような形になっています。

○16番（平塚英教） 子供が押すんじゃなくて、運転手が押すのね。

○こども課長（川俣謙一） はい。

○議長（渋井由放） 平塚議員、よろしいですか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） だからそういう器具も大事だろうと思いますが、運転手が管理上、ちゃんと確認するほうが大事だよということを私は言いたいので、そのことは確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一応、つくし幼稚園のほうも、そのような対応を既に取りらせていただいているところです。

○16番（平塚英教） はい。お願いします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） つくし幼稚園はそういう対応を取っていると。今度、認定こども園になるという話なんですけど、認定こども園になった場合、保育園児というんですかね、こども園に入る、何というんでしょう、年少というか小さい子供、これに対して、送迎というのは今後、考えておるんですかね。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一応、今のところ、認定こども園になった際は、幼稚園部門がバスの利用ができるということで、保育園部門については想定しておりません。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） そうすると、幼稚園部門だけということで、保育園児に関しては送迎はしないということですが、親としてみれば、送迎をしていただくということは非常に助かることであって、そういう保育園児を送迎するというのは、他の自治体ではあるのかなと思いますが、今後そういうことを考えるということはないということなんでしょうか。今後、考えていただくということはできないんでしょうかというところですね。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一応、幼稚園部門につきましては、保護者の就労というものが義務づけられていないので、例えば母親が家にいるということで、バスが例えば9時に行きますということであれば、そこに連れてくると思うんですが、保育園部門につきましては、就労しているということで、やはり通勤がてら園児を連れてくるということもあるので、なかなかバスの時間に合わせてというのが難しいところがあると思います。

ただ、絶対駄目ということではないので、その辺については今後、保護者会であったりそういったところと協議しながらになってくるかと思います。

基本的には幼稚園部門と考えております。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第26号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第17 議案第27号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第17 議案第27号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を参酌する本条例についても、同様に改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、第26条に規定されていた懲戒に係る権限の濫用の禁止について、民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除され、参酌する国の基準において、親権者の懲戒権に係る条文が削除されたことに伴い、本条例の懲戒に係る条文を削除するものであります。



その他の修正につきましては、本条例において引用する子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、条項ずれを修正するための所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、懲戒に係る権限の濫用の禁止については、既に国の基準が改正されていることから公布の日として、条項ずれの修正については、子ども・子育て支援法の改正が施行される令和5年4月1日といたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第27号、市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。大体このような施設が市内にはどの程度ありますか。その説明が1つ。

それで、第26条、懲戒に係る権限の濫用の禁止ということをございまして、特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を取るときは、身体的な苦痛を与え、人格を辱める等、その他の権限を濫用してはならないというんですが、これは特定の児童に対し、何か失敗に対し、このような身体的な苦痛を与えたり辱めたりしてはならないということを削除するわけですね。そうしますと、それはしてもよいというふうを受け取られてしまうのではないのでしょうか。

昨今問題になっている、いわゆる子育てに関する虐待、ネグレクト、様々な問題が発生しておりますが、そういうものは一切駄目というように理解したいんですが、それはどこを見ればそういうふうに取り除くことができるのでしょうか。その点、確認しておきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 初めに、市内の施設ですが、先ほどの家庭的保育とかぶるところがございまして、まず小規模保育事業所ということで、ゆうゆうランド那須烏山園、キッズランドあさひ、このやま保育園、あいのお保育園、そして事業所内保育事業所みらいのK a z e 保育園、先ほどの以上の5か所と、認定こども園の烏山みどり幼稚園と烏山聖マリア幼稚園、つくし幼稚園、にこにこ保育園、すくすく保育園、烏山保育園、この6か所が加わった11か所になります。

あと、26条の削除の件なんですが、まず国のほうで削除された民法につきましては、822条が削除されておまして、内容的には、親権を行う者は監護及び教育に必要な範囲内

でその子を懲戒することができる定められていることから、この規定が体罰を含む戒めを許容しているとの印象を与え、児童虐待を正当化する口実となっているとの指摘があったので、削除されております。

本条例の26条については、懲戒に係る権限の濫用禁止ということで、みだりに用いてはならないという意味になっていますので、懲戒を認めるような、みだりじゃなくてちょっとならいいですよみたいな形に取られるということから、基本的に体罰は駄目です、虐待は駄目ですということで、これを削除するものです。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そうしますと、26条の問題については、体罰を容認するかのような文言に捉えられてしまうので、民法ですか、822条で全面的に体罰や虐待、ネグレクトは一切禁止だという条文の法律があるので、それを全面適用するためにこれをカットしたと、こういうふうな理解でよろしいんですね。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） そのとおりでございます。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ちょっと今の質問にかぶる部分はあるんですが、この条例改正に該当する施設なんですけど、まず先ほどの26条にある家庭的保育所、これが5か所ですね。それ以外に、みどり幼稚園とマリア幼稚園、これだけでいいんですか。烏山保育園はどうなんですか。それと、にこにこ保育園、すくすく保育園はこれには該当しないんですか。まずお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、烏山保育園につきましては、施設の部類でいうと保育所、となりまして、同じくにこにこ保育園、すくすく保育園も、施設の分類としましては保育所になります。保育所につきましては、先ほどの保育施設等の設置及び基準、国のほうのそちらの中に入ってきますので、条例のほうではうたっておりません。

○14番（中山五男） 分かりました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第27号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第18 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第18 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を参酌する本条例についても、同様に改正を行うものであります。

主な改正の内容は、施設を利用する児童の安全を確保するため、安全計画の策定や、自動車を運行する場合の所在の確認等を規定するものであります。

その他、子育て支援の重要性を踏まえ、放課後児童クラブの需要ニーズに対応し、待機児童を生じさせない対策として、質の確保に配慮しつつ、安全面を考慮した上で、現行基準の専用品面積及び支援の単位について弾力的に適用するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、こども課長から説明をさせます。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） それでは、ただいま上程いたしました本条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書に添付しました本条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第6条の2、安全計画の策定等及び第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、国において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本市においても、同基準を参酌している本条例について、同様に条文を追加するものです。

第6条の2は、安全計画を義務づけるもので、第6条の3は、放課後児童クラブにおいて送迎用バスを運行するときは、置き去り防止への対応として、点呼等による確認を義務づけるものです。

次に、第9条、設備の基準及び2ページの第10条、放課後児童支援員の配置につきましては、本市の放課後児童クラブニーズの高まりを受け、待機児童を生じさせない対応策として、質の確保に配慮しつつ、安全面を考慮した上で、現行基準の支援の単位について弾力的に適用するための改正となります。現行では、利用者の数をおおむね40人以下としているところですが、施設の専用区画等の状況を考慮し、支障が生じない場合には、40人を超えることを認めるとするものです。

ただし、質の確保と安全性を図るため、40人を超えた場合には、利用者20人につき放課後児童支援員等を1名追加で配置するものです。

第12条の2、業務継続計画の策定等及び第13条、衛生管理等につきましては、これも同じく国において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本市においても同基準を参酌している本条例について、同様に条文を追加するものです。

第12条の2は、感染や非常災害時において、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定を努力義務とするもので、第13条は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を努力義務とするものです。

最後の附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。ただし、第6条の

2の規定の適用については、経過措置を設けることとしております。

以上、条例改正の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1点、確認のためにお伺いしたいと思います。

現在、各小学校に放課後児童クラブがありますが、そこで送迎用の車両を運行しているところがあるのでしょうか。この1点について、お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 本市では、放課後児童クラブにおいて送迎用車両での運行は実施しておりませんので、該当はしないところですが、国の基準に合わせて条文を追加させていただくところです。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認だけさせてください。

10条、12条の2で、特に10条も、40人を超えた場合の扱いとか、これはいつも苦勞するんですけども、この辺はほかの自治体と同等なのか、うちが進んでいるのか、遅れているのかというのを確認したいのと、もう一点、同じように第12条の2、この努力義務がありますよね。これの扱いも、これは他の自治体と同じように、国の方針に沿った形になっているのかという、これだけちょっと確認したいんですが。お願いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、定員の関係なんですけど、基本的には40人以下ということになっているので、大体どこもそういうふうになっているところです。

ほかに1人当たりの必要面積というものが決められておまして、児童1人に対して1.65平方メートル、これは確保しなさいということで、その教室の広さが狭ければ、当然40人にならない定員になりますし、そういった計算になるんですが、今回、例えば荒川の教室、これに1.65を掛けると、実際は定員40人なんですけど、入れられるのは52人とか55人とかという形になってきますので、例えば40人を超えた場合も、ある程度その1.65をクリアするところまでは預かって、待機児童を出さないように。ただ、その代わり40人を超えてくれば、指導員を1名配置していくというような形で、安全対策であったり、そういったものを確保していこうと思っているところです。

あと、12条の2、業務計画等の策定につきましては、今回が令和5年4月1日からの施行

ということなので、多分ほかの自治体でやっているというところは基本的にはないのかなと思っております。自主的につくっているところはあるかもしれないんですけど、基本的には今回一斉にということ。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） では、この努力義務のほうは、どちらかといったら進んでいるという認識でいいんですね。

それで、この40人のところは、待機がなくなるとか、ぎりぎりなので、この基準は別に国の基準とその辺は合致しているので、大丈夫ですよという認識でいいんですね。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 条例だったりとか附則のほうでうたってあれば大丈夫ということで、本市においては条例のほうで入れさせていただきました。

○9番（小堀道和） オーケーです。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 第6条の2で、安全計画の策定等、次のページの12条の2で、業務継続計画の策定等、これは市長名でやるんですか。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一応、委託してありますので、委託業者のほうで計画のほうを策定することになると思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） なると思いますではちょっと不安ですね。やはりこれは委託されたほうが計画書を作るんだということで、はっきり言ってもらえれば。

こういう基準でやるから、それに従ってくださいとか、何かもう少し。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 実際に放課後児童クラブのほうを運営しているところが作りますので、本市においては、その事業者が作成することになります。

○議長（渋井由放） 高田議員、よろしいですか。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19 議案第8号から、日程第26 議案第15号までの令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度那須烏山下市水道事業特別会計補正予算（第4号）について、令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）についての8議案については、いずれも令和4年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第19 議案第 8号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）  
について

◎日程第20 議案第 9号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予  
算（第4号）について

- ◎日程第21 議案第10号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第22 議案第11号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第23 議案第12号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第24 議案第13号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第25 議案第14号 令和4年度那須烏山下市水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- ◎日程第26 議案第15号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第8号から議案第15号までの8議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）でございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ3億8,761万2,000円増額し、補正後の予算総額を128億4,633万1,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や、事業完了に伴う事業費の増額・減額等が生じたことから、必要な補正予算を編成したものであります。また、翌年度への繰越明許費、債務負担行為の追加、地方債の変更について、それぞれ所要の予算を措置しました。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まずは歳出であります。

全体的な事項といたしまして、人件費及び各種事業費につきまして、財源不足が見込まれる事業費の増額及び不用額の減額を計上しております。

減額に対する剰余金につきましては、財政調整基金、地域振興基金に積み増しをし、今後の



財政運営の健全化を図ってまいります。

このうち、地域振興基金につきましては、国債や地方債による中長期的な運用に取り組み、その運用益を地域振興に係る財源に活用してまいります。

そのほか、主な事項といたしまして、民生費は、障害者介護給付、訓練等給付費、私立保育施設運営委託事業費等、財源不足が見込まれる事業費を増額するものであります。

衛生費は、水道事業会計繰出金とし、電気料金高騰に対する繰出金を計上するものであります。なお、財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当いたします。

農林水産業費は、団体営農土地改良事業費として、県補助金の配分に伴い、防災工事が必要なため池に係る実施計画策定業務委託費を計上するものであります。

土木費は、急傾斜地崩壊対策事業費として、県営事業の負担金を増額するものであります。

教育費は、小学校施設管理費、中学校施設管理費において、早急に対応すべき修繕が生じたことから、必要な事業費を計上するものであります。

次に、歳入であります。

市税は、法人市民税、固定資産税、軽自動車税現年課税分について、現在の徴収状況を勘案し、増額するものであります。

普通交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であり、市債は、事業費の確定に伴う精算であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々から頂きました寄附金の増額計上であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第であります。

次に、議案第9号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ3,161万4,000円増額し、補正後の予算総額を34億216万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、事業精査による人件費及び保険事業費の減額、不足が見込まれる療養給付費及び高額療養費の増額、過年度分の療養給付費等の精算による償還金の増額を計上いたしました。

歳入の内容は、交付金等の交付額の確定に伴い、県支出金及び一般会計繰入金を増額するも

のであります。なお、財源の不足につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ4万円増額し、補正後の予算総額を5,201万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、ガス、灯油等の高騰による燃料費の増額、発熱外来患者の増加により電話料金が不足するため、通信運搬費を増額するものであります。

歳入の内容は、七合診療所の診療収入が見込みより減少したため、減額するものであります。なお、財源の不足につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第10号 令和4年度那須烏山市熊田診療助特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、熊田診療場特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ11万5,000円増額し、補正後の予算総額を4,928万円とするものであります。

歳出の内容は、ガソリン、灯油等の高騰による燃料費の増額、診療所の浄化槽ブロワーの故障に伴う修繕料の増額、事務用パソコン故障に伴う備品購入費を増額するものであります。

歳入の内容は、診療収入及び文書手数料が見込みより減少したため、減額いたしました。

また、前年度の特別会計予算に不要額が生じたため、前年度繰越金を増額し、運営基金繰入金の減額をいたしました。

次に、議案第11号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,619万9,000円減額し、補正後の予算総額を3億8,021万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料の調定額が見込みより減少したため、減額し、後期高齢者医療広域連合長寿健康増進推進交付金の追加交付に伴い、諸収入を増額するものであります。

また、保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴い、歳入の一般会計繰入金、歳出の広域連合納付金をそれぞれ減額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し、増額いたしました。

次に、議案第12号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ305万円減額し、補正後の予算総額を29億1,144万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費及び地域支援事業費の減額でございます。

なお、財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。  
次に、議案第13号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
でございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ99万3,000円減額し、  
補正後の予算総額を6,067万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、電気料高騰による興野水処理センター及びマンホールポンプ場の光熱水費の  
増額や、一般管理費の業務委託料の減額であります。

財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

歳入の内容は、一般会計繰入金の増額及び公営企業会計適用債の減額であります。

次に、議案第14号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でござ  
います。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ814万5,000円減額し、補正  
後の予算総額を3億3,234万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、中間申告納付分消費税の増額や、電気料高騰による烏山中央処理区及び  
南那須処理区内の水処理センター並びにマンホールポンプ場の光熱水費の増額、予算の精査に  
伴う修繕料や事業委託料、工事請負費の減額であります。

歳入の主な内容は、受益者負担金の減額及び公営企業会計適用債の減額であります。

最後に、議案第15号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）でござい  
ます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を1,148万6,000円増額し、補正後の予算総  
額を6億8,809万4,000円とするものであります。

主な内容は、使用水量の減少に伴う給水収益の減少と、地方創生臨時交付金の活用による他  
会計繰入金の増額であります。

また、収益的支出を1,766万2,000円増額し、補正後の予算総額を5億7,677万  
9,000円とするものであります。

主な内容は、固定資産の取得・取替えに伴う減価償却費及び固定資産償却費の増額であり  
ます。

また、資本的収入を103万7,000円減額し、補正後の予算総額を1億2,504万  
5,000円とするものであります。

主な内容は、消火栓設置工事件数の減少による他会計負担金の減額であります。

また、資本的支出を401万7,000円増額し、補正後の予算総額を5億3,367万  
1,000円とするものであります。

主な内容は、企業債償還元金の増額であります。

以上、議案第8号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） ここで、暫時休憩いたします。再開を15時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

市長の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 一般会計の補正予算のみ、ちょっと質問したいと思うんですが、44、45ページの河川総務費で、急傾斜地崩壊対策事業費ということで525万円載っているんですが、これは県のほうがやっている事業かなと思うんですが、そのうちの市の負担分と理解しているんですけど、日野町の裏側のところ、旭工区というんですかね、あそこは終わったのかなと思うんですが、新たに事業費が配分になったのかどうか、この内容についてお示しいただきたいと思います。

46、47ページでございますが、集団移転事業費ということで、補正前が8,805万1,000円ということで、今回98万2,000円追加して、8,903万3,000円というふうになったんですけども、この防災集団移転、URリンケージに頼んで様々な調査等を今進めていると思うんですが、この追加補正の中身と今の進展状況について、御説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） お答えいたします。

まず1点目の、河川総務費の急傾斜地崩壊対策事業費でございます。こちらにつきましては、現在2地区、実施をしております。まず1地区が、旭表1-A地区。こちらにつきましては、令和4年度完了ということになります。もう一か所が、行人塚峠1-A地区。こちらにつきましては、継続で実施しているものでございます。

旭表1-A地区につきましては、市の負担が10分の1となっておりまして、変更後の事業費ですが、6,000万円ということで、市の負担が600万円になります。行人塚峠1-A地区につきましては、市の負担が20分の1ということになっておりまして、変更後の事業費

が5,500万円となっております。2地区合わせまして、875万円が市の負担となりまして、当初350万円、予算を持っておりましたので、差引き今回、525万円の増ということになっております。

続きまして、防災集団移転の追加としまして、89万2,000円の増を要求しておりますが、こちらにつきましては、今後進めます用地の取得に向けまして、不動産鑑定をしていくということで、予算のほうの計上をさせていただいております。

今後の進捗につきましては、先日、宮原地区、下境地区ということで説明会を開催しまして、明日から3月ではございますが、3月になりましたら、小規模の説明会ということで、懇談会ということで実施していき、また個別の相談会等も実施していくということで進めておりまして、国関係との打合せ等も実施しておりますので、令和5年度には計画が策定できるようにということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 集団移転のほうは一般質問しますので、これ以上はしません。

急傾斜のほうなんですけど、行人塚峠1-A地区5,500万ということでございますが、これは現在の工事状況と、完成年度はいつになるんでしょうか。もう一度、確認しておきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 工事のほうは、令和4年度から始まるということで伺っております、これがまだ始まっていない、繰越し事業になるということで聞いておまして、今回、繰越明許ということで出しておまして、完成年につきましては、一応、令和6年度を目標に事業を進めるということで伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○16番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何点か確認します。

まず、一般会計のほう、23ページのところで、社会福祉費の補助金、この関係が全体で3,200万円ほど残してしまったという、これをもう少し詳細説明をお願いします。

それと、31ページに、歳出の中で財政調整基金がありますね。左側の歳出の中の2の1の5、財政基金が、それぞれ補正前の額で1,000万円、補正額が3億何がしなんですけども、特に大きいのは、財政調整基金が約1億円、地域振興基金積立てが2億円ということなんですけども、これは基金の関係なので、結果的にこういう形になるんだと思うんだけど、これがもくろみどおりなのかどうか、その辺をちょっと説明ください。

それと、続いて41ページの一番下のところ、左側でいうと6の1の5、農地費、これが補正前の額で1億1,959万3,000円、それで補正額が約1億9,500万円ぐらいなんですけれども、これも同じように性格上は結果的にこういう金額ですよという性格のものなのか、最終的にこの、大きいのはどれだ、団体営土地改良事業費か、これが9,600万円出たんですけれども、約1億円、これももくろみどおりなのかどうか、その辺の見通しも含めて説明をお願いします。

あと、54ページに給与費明細書がありますけれども、この補正後の人件費というか、その他特別職と上から3つ目にありますね。長関係、議員関係、その他の特別職1,164人、これって、ずらずらっとどういう職まで入っているかというのを、ちょっと確認のために改めて伺いたします。

それと、55ページの一番上に一般職の給与関係が出ていますけれども、補正後・補正前比較という総括の職員数も含めて一覧表がありますが、ここで補正後が、職員数334人、括弧の中で112人が短時間勤務職員、補正前361人で、131人の短期時間勤務者がいると。それで比較何がしとあるんですけども、先ほどの職員定数も含めて、この数が全然、足し算をしても引き算をしても260人とか250人とか、242人とかいうのとは全然違うので、この辺の確認をお願いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） まず私のほうからは、歳入のところの22、23ページの社会福祉費補助金の減額についてです。

こちらは、歳出のページを見ていただきますと、事業費が減額になっております。これが34ページ、35ページにございます。

まず、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金の事業につきましては、1,091万円の減額としております。こちらにつきましては、対象は令和4年度、新たに住民税が非課税となった世帯、また、家計急変して該当する世帯に対して10万円を給付するというものでございました。こちらは事業が既に完了しておりまして、実績といたしましては、非課税世帯が290世帯、家計急変世帯が2世帯、合計292世帯に対しまして、2,920万円の支出をしたところでございます。これによりまして、予算の不用額について減額をいたしましたので、国の補助金につきましても減額をさせていただいております。

もう一つが、同じページにございます電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金でございます。こちらにつきましては、対象は令和4年度住民税非課税世帯、また家庭急変し、該当する世帯に対して5万円を給付するという事業でした。こちらにつきましては、支払いのほうは

3月末までまだ継続しておりますけれども、支給の対象となる世帯数が確定しておりますので、不用額につきまして減額をしたものでございます。マイナス2,115万円というふうになっています。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 給与費明細書54ページの、その他の特別職が何かというところでございますが、行政委員会の職等になりまして、幾つか申し上げます。

教育委員会の委員とか、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会、それと固定資産評価審査委員会、あと各選挙における立会人等、そのほかに消防団員の団員、あとは各審議会委員の方々、すごい数があるので、それ以外は申し上げますが、そういった非常勤特別職の職員が、ここに書かれている1,164人。それ以外は、議員と三役になるということで、まずよろしいでしょうか。

それと、55ページの一般職ですが、これはあくまで一般会計だけですので、そのほかの特別会計にも職員数が出ておりますので、その職員を合計すると、240人前後ぐらいの数字になってくるかと思えます。ただし、ここに書かれているのは会計年度任用職員も入っているので、会計年度任用職員等も含めると、一般会計では、補正後では334人、そのうちの112人は会計年度任用職員で、それ以外の222人が一般職員になりますが、先ほど申し上げたとおり、ほかの会計から一般職員も載せてございます。水道事業会計にも同じような給与費明細がありますので、その辺の数字を全て足し込んでいくと、240人前後の数字になってくるということになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 31ページにございます財政調整基金積立金、それから地域振興基金積立金、それぞれ1億円、2億円という金額を今回、積みせていただきました。

理由には当然、補助事業等の残額、不用額等が発生しましたので、余剰金に対してそれぞれの基金、積み増しをしたという結果でございますが、特に地域振興基金につきましては、市長の答弁にもありましたけれども、今後、今、地方債等も非常に利率がよろしい状況です。そういったことを今、会計管理者とも相談しながら、そういったものの運用益を確保していくことも必要だということで今、調整を進めているところです。そういったことを今後、考えております。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、41ページ、農地費の団体営土地改良事業費の

御説明をさせていただきたいと思います。

団体営土地改良事業費9,692万8,000円の中身でございますけれども、こちらにつきましては、令和2年6月に、防災重点農業ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が成立となりました。それを受けまして、令和3年度、4年度で、市内の防災ため池18か所の豪雨耐性評価、地震耐性評価、劣化状況評価の3項目の診断を終えてはございますけれども、令和5年度においては、この結果を受けまして、防災工事が必要なため池の実施計画の策定業務を行う予定でございましたけれども、今般、国のほうから、一刻も早い事業効果の実現に向けてということで、一部前倒しで委託料が令和4年度に予算措置されましたので、その委託料の8,503万4,000円をまず予算措置させていただいたところでございます。

さらにもう一つ、令和5年度に予定しております堀抜用水の工事に係る予算の一部、これも令和4年度に計画より前倒しで割当てされたということで、その負担金1,189万4,000円、その2つを合わせて9,692万8,000円、増額の補正のほうを組ませていただいたところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） まず最初の23ページの件は、今の説明だと、予定よりも世帯が少なかったということではないんですか。要するに予定していたよりも少ないので、それが少ない世帯だったのか、金額が少なかったのか、それとも予算を計上したときに多かったのかというのがちょっと分からなかったもので、それを確認させてください。

それと、基金に関しては、今の説明を聞いていると、課長の説明だと、もくろみどおりですよというふうに聞こえたんですけど、それでいいのかなというのがちょっと分からなかったもので、それを再確認します。

それと、農地費に関しては、これはどんどん前倒しで予算が来たので、どんどん進めましたよということではないんですね。

あとは、その他の特別職、一応確認したので、たくさんいるよということだけ分かりました。あれですよ、1回当たり2,000円、3,000円とか、賃金の方のとか、そういうのも全部入っているよということではないんですね。

それと、職員の数、これはここだけ見るとよく分からないのですが、このまとめ方というのはもう少し考えたらいいかなということを考えながら今、聞いていたんですけども、大体、人数に関しては分かりました。

一応確認だけさせていただきます。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。



○健康福祉課長（皆川康代） 住民税非課税世帯のところと、電力・ガスにつきましては、非課税世帯の数というのはほぼ把握ができるんですけども、家計急変の世帯というのは、申請があって初めて該当するかどうかという判断になるんですね。ですから、予算上は多めに取ってございます。ですので、実際数は、住民税非課税ですと、予算は400世帯分を取っておりました。それが最終的には292世帯だったということで、実際、少なかったということで、余った分を減額し、電力・ガスにつきましては、予算は3,200世帯分を取っております。非課税の該当世帯というものが2,793世帯ございます。そのほかに、家計急変の世帯というものもございますので、そちらにつきましては、不用額について減額をしたということでございます。

○9番（小堀道和） 了解。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 特に地域振興基金の積み増しについては、やはり運用益を有効活用するという地域振興に係る財源に充てたいという狙いもありますので、今その調整をさせていただいている部分で、そちらに積み増しをしているという状況でございます。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 農地費の9,692万8,000円については、前倒しの予算計上ということで、速やかに予算執行のほうを図りたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、私のほうでちょっと気になったところを簡単に確認させていただきたいと思います。

まず、31ページのほうの広報お知らせ版の発行費、14万7,000円増えているんですが、理由を教えてください。

それと、一番下の社会保障・税番号制度システム整備事業費のほうで、600万円と減になっているんですけども、こちらの内容。

あと、51ページのほう、文化財調査費のほうで、350万円ほど減になっているんですが、これは烏山城とか、どういったものに関係するものなのかということをお教えてください。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 31ページの広報の発行費の補正でございますが、新聞の折り込みの手数料等に不足が生じたものですから、その分の計上でございます。

○3番（荒井浩二） 値上がりした。

○総合政策課長（菊池義夫） はい、それもございます。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） それでは、私のほうから、議案書51ページ、文化財調査費350万円の減額について御説明いたします。

当初は、文化財調査費の中で、長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡の確認調査をするために、作業員の人件費を予算化しておりました。ところが、小白井地内で大規模太陽光施設の建設が実施されることになりまして、急遽それに伴う埋蔵文化財の緊急調査を優先して行うことになりました。そのためには、太陽光施設の面積が広いために、当初に予算化していた作業員による手作業では無理なことから、6月議会において、重機使用分の委託料をまず増額補正させていただいたところでした。

今回の減額補正は、重機を使用して掘削作業を行ったため、支出することがなかった人件費分を減額するものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、31ページ、社会保障・税番号制度システム整備事業費の684万1,000円の減額について御説明いたします。

こちらにつきましては、3つ要因がありまして、まず1つ目、戸籍情報システムの改修、今年やりまして、そちらの執行残が175万5,000円です。

次に、県の出張サービスの負担金、こちらはスーパーとかでやっていただいた、そちらのほうの負担金ですね。そちらのほうは136万円増額になっております。

そのほか、国の交付金を、こちらは市を通して出す予定だったんですが、こちらのほうは市を通さないで、J-LIS、地方公共団体情報システム機構のほうに直接、国のほうから出すことになりまして、そちらのほうは満額減額になってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○3番（荒井浩二） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 16点ほど出しておいたんですが、3点ほど減りました。

まず、一般会計補正予算21ページの歳入からお伺いしたいと思います。固定資産税で1億円ほど増えましたね。この増額の理由です。これは差押え財産を競売したというような話を税務課長、前にされていましたが、大体それらを含んで、1億円ほど増えたんでしょうか。

それと、やはり歳入ですが、保育園児の保護者負担金が当初1,780万円ほどが、今回500万円も、約3分の1も減額になったんですが、この減額理由についてお伺いいたします。

あと23ページの地域交通関係の補助金、これは518万5,000円、新規ですね。今までに予算になかったです。この3月になって、500万円ほどの補正なんですけど、これはどのようなものなのかお伺いいたします。

次に、25ページです。国庫補助の災害復旧の補助金、当初は2,700万円ほどのところ、今回は3,000万円ほどプラスになったんですね。これ、支出科目、どこなんです。私、見てみたんですけど、ちょっとこの歳出科目が見当たらなかったものですから、これをお伺いします。

あと、とちぎ高校生地域定着促進モデル事業補助金というのを、当初50万円を取りましたが、今回40万円マイナス。ほとんどこれ、10万円しか残らないんですが、なぜこれが事業が執行できなかったのか、お伺いします。

次に、農地利用最適化の交付金です。これは当初310万円、9月に60万円ほど補正しました。ところが今回、680万円プラスしましたね。増えたり減ったりしているんですが、今回の増額の理由です。

あと、防災重点農業用ため池補助金8,600万円、これは当初予算で農業用ため池防災減災対策推進事業費補助金1,034万9,000円を計上してありますが、これとはまた別な事業ということなんでしょうか。

次、今度は歳出です。31ページです。地域おこし協力隊、当初819万8,000円ほどを計上しましたが、その約半分の460万円ほど、今回減額ですよ。これはなぜ減額になってしまったのでしょうか。

それと、これは令和5年度も予算上で1,100万ほど計上してありますね。これは今日は聞く問題ではありませんが、まず今年の減額理由です。

次に、社会保障関係は、これは荒井議員の件で分かりました。次の住民非課税も分かりました。

あと、47ページの住宅・建築物安全ストック形成事業です。当初850万円のところ、今回は620万円ほどの減額です。これは事業としては大幅な減額なんですけど、なぜこれほど事業実績が上がらなかったのか、お伺いしたいと思います。

それと、同じ47ページ、教育情報ネットワーク整備事業です。当初2,400万円、12月で15万9,000円ほど、僅かですが追加していながら、今回は740万円ほどの減額になりました。どうして上げたり下げたりしているのか。

それと、49ページです。これは小学校施設管理費です。これも当初1,540万円、9月

に140万円、12月に80万円、また今回も1,200万円ほどを増額しているんですが、この予算を定例会ごとぐらいに補正しているんですが、どうしてこういうふうにちびちび増額しているのか、これについてお伺いしたいと思います。

それと、54ページ、これは小堀議員が先ほど質問したんですが、職種については分かっていたんですが、今回、その他の特別職の報酬が654万7,000円ほど追加になっていますね。増えています。これはなぜこの節、こういった委員さんの報酬が一挙に上がったのか、お伺いいたします。

あともう一点、国保会計です。17ページに特別調整交付金というのがありますね。当初3,000万円、6月に100万円プラス、9月、16万5,000円をさらに追加していながら、今回は980万円もマイナスです。なぜこれが今回、大幅な減額になったのか、お伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 私のほうでは、21ページの歳入、固定資産税、1億100万円の増について説明いたします。

こちらは、固定資産税の現年度課税分になります。令和4年度、新規の太陽光発電施設、こちらはメガソーラーといいますが、こちらのほうの課税の見込みが、実際に課税した額との差がありましたので、こちら、補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 同じく21ページの保育園保護者負担金、こちら、減額の理由ですが、こちらにはこにこ保育園とすくすく保育園と烏山保育園、0歳児から2歳児の保育料となりますが、減額の理由としては3つございます。

まず1つ目が、想定していた数よりも、入園する園児の数がまず少なかったというのと、あと2つ目として、コロナの影響だと思われませんが、所得により保育料が算定される場所ですが、それが見込みより低い階層になる方が多かったため、保育料が下がりました。あと3つ目としましては、これもコロナの影響なんですけど、休園、あと本人とか家族がなったりして自宅療養等で、保育料が日額により減免したことにより、保育料自体が少なくなったものですから、減額の補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 私からは、3点回答させていただきます。

まず、23ページの地域公共交通に係る補助金、新規で518万5,000円というものでございます。こちらは、例年、今まではデマンドに対する補助金として、決算のときによく御質問いただいていたんですが、直接、事業者のほうにこの補助金が入って、それで委託料を我々が戻入れをしていただいて、調整をしていたというものでございます。こちらについて、国といろいろ調整をこれまでしてまいりまして、今年度については、市の一般会計で歳入として受け入れて、委託料の減はしないというようなことで調整がついたものですから、そうさせていただきますというものでございます。

続きまして、25ページでございます。栃木高校生地域定着促進モデル事業、40万円の減でございます。こちらは当初、50万円で見込んでおりまして、ワークショップの会議を開きながら、朝市のイベントに出店していただいて、例えばコロッケの何かをふるまってもらおうとかということを考えていたんですが、コロナの感染が夏場にちょっと多かったり、その後も高校生が進学の時期に会議が重なってしまったので、集まりが非常に悪くなってしまったということで、会議の減と、それとイベント等のお金が出せなくなったということで、一気にこの金額、減になったものでございます。

3点目は、31ページでございます。地域おこし協力隊の事業費、こちらについて468万2,000円の減になったものでございます。こちらは、令和4年度は2名の採用を目指しておりましたが、年度始めに1名は何とか採用できて、今も大変活躍していただいているところです。あと1名、何とか追加で募集して、採用したかったですけれど、残念ながら今年度は応募がなかったということで、1名にとどまりました。残りの残について、落とさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、4点、御説明させていただきたいと思います。

まず、25ページの農地農業用施設災害復旧事業費補助金でございます。こちらにつきましては、令和元年の台風19号により被災しました下川井地区の橋梁の災害復旧工事の完成に伴う補助金の額が確定したことに伴う増額でございます。

工事費につきましては、4,066万7,000円、さらに設計費1,714万9,000円、合計で5,781万6,000円の工事費が確定になりましたので、その災害復旧工事の補助金ということで、99.4%の補助率でございますけれども、5,746万8,000円が補助金として入ったというところでございますけれども、当初予算につきましては、工事費2,743万4,000円、既に組んでございますので、その差額の3,003万4,000円を今回、増額補正させていただいたところでございます。

中山議員のほうで歳出のほうが見えないというところなんですけども、歳出につきましては、51ページをお開きいただきたいと思います。その中で、農地・農業用施設災害復旧事業費323万3,000円の減とはなっておりますけども、こちらが工事費の歳出の部分に関わるところでございますけども、既に工事費については、令和3年度の継続費のほうで工事費に係る4割の前払金等は既に支払い、済んでございますので、残った部分についての3,000万円の補助金に対する歳出がこちらのほうで出てきているということで、その額の確定に伴って、323万3,000円を歳出のほうでは減額させていただいたというところがございます。

また25ページに戻っていただきまして、農地利用最適化交付金でございます。こちらにつきましては、農業委員19名と農地利用最適化推進員25名の44名が行う農地パトロールを含む農地利用状況調査、利用権、また農地中間管理権の設定に対する活動実績、成果実績に対して支払われる交付金でございます。今年度から、成果実績よりも活動実績に重きを置いて支払われる要領の改正が行われたことに伴いまして、大幅な増額になったところがございます。

こちらにつきましては、昨今のガソリン価格の高騰、また急激な経済活動の変化、またコロナ禍での活動に配慮した措置ということで、委員報酬に加えて、1人頭1月1万3,000円ですね。その12か月分が上乗せされるということで、688万9,000円の増額補正となったところがございます。

また、同じページの防災重点農業用ため池につきましては、ここで議員の質問にもお答えさせていただきましたとおり、令和5年度の予算が前倒しで一部予算割当てがあったというところがございますけども、こちらについて、事業名がちょっと違うということでございますけども、当初、農業用ため池減災事業補助金ということで、1,034万9,000円、防災重点農業用ため池補助金8,600万円というところがございますけども、国のほうの予算の措置の事業名の名称の違いということで、中身については同じ補助金の体系となっております。

最後に、54ページ、その他の特別職の報酬額654万7,000円の増については、今、御説明しました農地利用最適化補助金の増額に伴う農業委員及び農地最適化推進員の特別職の報償の増額というところがございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 中山議員から御質問のありました47ページ、住宅・建築物安全ストック形成事業費、こちらの628万4,000円の減でございます。

この事業につきましては、木造住宅の耐震化を進めるために、国、県からの補助金を活用し、建て替えた方、耐震診断をされた方に補助金を出しているものでございます。

まず耐震診断ということで、現在の木造住宅が安全かということの確認をするための診断、こちらが当初8件予定しておりましたが、2件の申込みであった。耐震改修に対する補助金、こちらも当初8件を予定しておりましたが、実質2件の申込みでしたということで、申込みが少なかったことから、今回の減となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、学校教育課関連、2つ質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、47ページの教育情報ネットワーク整備事業費747万2,000円の減でございます。こちらは当初予算2,417万3,000円の中で、賃借料でパソコンのリース料、こちらを1,000万ほど当初予算で組んでおりました。それが今、半導体の不足ということで、学校用の先生方の校務用のパソコンの納期、最初は9月頃だったんですが、納品が遅れたため、リースの期間が今年の2月からということになりまして、5か月間のリース料が不要になりました。その分の747万2,000円を削減するものでございます。

それと、もう一点です。49ページの小学校施設管理費、1,266万9,000円です。こちらにつきましては、今回、市内の小学校で全部で10か所の修繕費が生じたので、そちらの修繕費でございます。

内容としましては、まず江川小学校ですが、5年生と6年生の教室のエアコンが故障いたしまして、修繕する費用に100万円、荒川小学校で、電気設備、こちらの修繕費230万円、それと野外にあります手洗い用の流しですが、こちらが凍結して漏水いたしましたので、修繕費で12万9,000円ほどです。それと、境小学校電気設備の修繕費に70万円です。それから、1年生から4年生までの教室のエアコンが故障いたしまして、修繕する費用で100万円。次に、烏山小学校ですが、受水槽の一部が破損いたしまして、その修繕費用に42万1,000円ほど、それと自動火災報知設備、こちらなんです、昨年末の定期点検で故障が見つかりましたので、修繕費に580万円を計上させてもらっております。最後、七合小学校ですが、浄化槽ポンプ、こちら、2台あるうち1台が故障して、現在使用できない状態です。その修繕費に22万2,200円。それと、電気設備の修繕費用に100万円。3年生、4年生、それと理科室のエアコンが故障しておりますので、その修繕費用が115万円。合わせまして、1,266万9,000円が不足しておりましたので、そちらを予算計上させていただいているものでございます。

こちらの費用につきましても、小学校施設管理費、当初予算から予算、増えているんですが、その都度、修繕費を計上しております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 私のほうからは、国保会計補正予算、17ページ、特別調整交付金について御説明いたします。

こちらは今回、980万4,000円減額となっておりますが、こちらにつきましては、保険基盤安定負担金、それから未就学児均等割保険料の負担金の決定に伴う減額となります。6月に100万円増額、9月に16万5,000円増額ということで、6月につきましては、未就学児均等割保険料の、負担金について増額としておりますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り答弁をいただきました。

農政課長、災害復旧関係の歳入に3,034万円が計上されていながら、これが支出科目のほうにこの金額が載っていなかったものですから、これはどうしたのかなと思ひまして、お伺いしたわけです。以上で分かりました。

ただ、ここで1つ苦言を申し上げたいと思います。

今回の一般会計予算の、特に8ページから13ページ、印刷のずれがありましたね。私、これは、私に配付されたこの予算書だけなんですか。去年も私、このことを指摘したんですが、またまたこれほどページの多い部分でずれていますね。こういうものを、いってみれば平気で議会に提案するということは、ちょっと私は理解できないですね。この辺のところは、十分これから気をつけてもらいたいと思います。今日は初めの市長の挨拶の中でも、執行部一同、誠心誠意努めますというんですが、これは誠心誠意努めた議案書ではありません。

以上です。

○議長（渋井由放） 続きまして質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第8号から議案第15までの8議案に対する反対討論の発言を許します。



〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第8号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第9号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第10号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第11号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第12号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第13号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予

算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第14号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第15号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を16時10分といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第27 議案第1号から、日程第33 議案第7号までの令和5年度那須烏山市一般会計予算について、令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、令和5年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、令和5年度那須烏山市水道事業会計予算について、令和5年度那須烏山市下水道事業会計予算についての7議案については、いずれも令和5年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第27 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程第28 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

- ◎日程第29 議案第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
- ◎日程第30 議案第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
- ◎日程第31 議案第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
- ◎日程第32 議案第6号 令和5年度那須烏山市水道事業会計予算について
- ◎日程第33 議案第7号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計予算について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第7号までの令和5年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第7号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計予算でございます。

本市の財政状況は、高率で推移している経常収支比率や恒常的な自主財源比率の低さが懸念材料とされておりますが、現在の厳しい状況下におきましても、令和3年度決算においては、将来負担比率はゼロを維持し、また、今後の公共施設の再編等に向けて、地方債残高は減少し、基金は積み増しをするなど、持続可能な財政運営に向け、厳しい財政状況の立て直しの成果は表れているものと考えております。

今後も、市民の明るい未来のために、またコロナ終息後の経済活動回復のために、財政状況の悪化を招くことなく、この難局を乗り切っていく覚悟であります。

さて、令和5年度は、第3次総合計画の初年度として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による持続可能なまちづくり」を進めてまいります。まちづくりの主役は市民であるという基本に立ち返り、まちの目指すべき将来像である「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」の実現に向けて事業展開を図り、着実な成果を目指してまいります。

令和5年度一般会計の歳入・歳出予算は、認定こども園の整備費、脱炭素化の推進、JR烏山線の利用促進、烏山高等学校への通学支援等を新規計上したほか、物価高騰の最中、子育て世代への支援対策等を計上した大規模な予算としております。

総額は、前年度比8億4,000万円、7.5%増の120億円といたしました。

それでは、主な内容を申し上げます。

まず、歳入であります。

市税は、前年度比3,374万1,000円、1.1%増とし、総額で32億1,291万4,000円としました。

主な税目は、固定資産税について、家屋や償却資産の増加に伴い、前年度比3,434万1,000円、2%の増を見込みました。

地方交付税は、令和4年度の状況を勘案し、同額の42億円としました。このうち、普通交付税は37億5,000万円、特別交付税は4億5,000万円でございます。

国庫支出金は、道路橋梁整備に係る補助金等の増額により、前年度比3,216万2,000円、2.5%増の13億1,117万6,000円としました。

県支出金は、前年度の国民体育大会に係る交付金や、選挙費委託金等の減額により、前年度比887万7,000円、1.2%減の7億5,156万7,000円としました。

繰入金は、ふるさと応援基金や森林環境促進整備基金のほか、不足財源について財政調整基金を計上し、前年度比2億3,972万3,000円、192.8%増の3億6,404万2,000円としました。

市債は、従来の地域医療確保事業債や市道整備事業債に加え、新たに認定こども園整備、緑地運動公園照明設備整備等の大規模事業に関して積極的に活用し、全体で前年度比5億110万円、118.2%増の9億2,520万円としました。そのうち、合併特例債につきましては、前年度比5,720万円、103.8%増の1億1,230万円としました。

次に、歳出であります。

議会費は、前年度予算と同程度の1億3,395万2,000円としました。

総務費は、事業系情報系システムの更新に係る増額のほか、JR烏山線利用促進事業、住宅リフォーム助成事業を新規計上し、前年度比6,511万2,000円、5.2%増の13億644万3,000円としました。JR烏山線の利用向上や、移住・定住の促進に取り組んでまいり所存であります。

民生費は、認定こども園施設整備費を新規計上し、前年度比4億6,518万2,000円、12.9%増の40億7,266万2,000円としました。

衛生費は、南那須広域行政事務組合の負担金として、保健衛生総務費、じんかい収集処理費の増額により、前年度比9,035万5,000円、6.7%増の14億3,260万7,000円としました。

農林水産業費は、園芸振興事業費を新規計上したものの、農業集落排水事業特別会計の企業会計化に伴う繰出金の減額により、前年度比3,036万3,000円、9.5%減の2億9,020万円としました。

商工費は、観光振興費に観光PR用のターポリン幕作成費や、サイクルスタンド設置等補助金を新規計上し、公園等観光施設運営費に、花立峠憩いの森公園の整備に係る経費を計上したものの、企業立地奨励金等の交付期間が終了したことに伴う企業誘致事業費の減額により、前年度比5,409万4,000円、12.5%減の3億7,789万9,000円としました。

土木費は、道路保全費にトンネル照明LED化の工事費を新規計上したほか、市道整備費や橋梁補修工事費の増額、下水道事業会計の繰出金の増額により、前年度比3億718万6,000円、38.5%増の11億528万7,000円としました。

消防費は、南那須広域行政事務組合の負担金として、常備消防費の増額、また消防施設整備費の増額により、前年度比2,396万5,000円、3.9%増の6億3,409万4,000円としました。

教育費は、高等学校教育振興事業費、烏山高等学校への通学支援費を新規計上し、緑地運動公園施設整備費に照明LED化工事費を新規計上したものの、国体開催運営事業費の減額により、前年度比165万9,000円、0.1%減の12億5,240万7,000円としました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費が33.9%、衛生費が12%、公債費が11.5%の順となりました。また、性質別構成比は、補助費等が21.7%を占め、以下、人件費が18.1%、扶助費が14.0%、物件費が13.9%の順となりました。

次に、議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、国民健康保険の財政運営主体が市から県に移行して5年が経過し、令和3年度に改定された第2期栃木県国民健康保険運営方針に沿って、県と連携を図りながら、国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めています。

それでは、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和5年度の歳入・歳出予算総額は、前年度比0.5%増の32億9,411万3,000円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が前年度比2.2%増の24億2,085万8,000円となり、歳出に占める割合が73.5%、次いで市が県に納める国民健康保険事業費納付金が前年度比5.3%減の7億6,816万3,000円、歳出に占める割合が23.3%でございます。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

なお、令和5年度の国保税率につきましては、県が県全体の事業納付金を算定するに当たり、栃木県財政安定化基金の活用をすることとしたため、本市の納付額が前年度を下回ったことから、国保税率を据え置くことといたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

令和5年度の歳入・歳出予算総額は、前年度比2.3%増の5,266万2,000円であり

ます。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の81.6%を占め、4,295万9,000円を、次いで医業費が917万5,000円でございます。

なお、歳入の主な財源は、診療収入であります。年々減少しており、診療所運営が厳しい状況にあります。そのため、財源不足につきましては、診療所運営基金から1,882万9,000円を繰り入れて対応することといたしました。

次に、議案第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算でございます。

熊田診療所特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比0.8%増の4,672万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が73.7%を占め、続いて医業費が25.8%であります。

主な財源は、診療収入及びへき地診療所補助金であります。特に診療収入につきましては年々減少していることから、財源の不足分は、一般会計及び診療所運営基金から繰入れをして対応することといたしました。

次に、議案第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度とほぼ同額の3億9,605万8,000円であります。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が90.6%を占め、次いで健康診査事業が8.2%となっています。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料が全体の67.9%を占める2億6,903万9,000円で、前年度比0.6%の増であります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険、被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,979万7,000円、事務費繰入金を1,506万7,000円計上しております。

なお、後期高齢者医療保険料率は、2年に一度見直されますが、令和4年度は改定の年であり、据え置きとしたため、令和5年度の保険料率は、昨年と同様の率となります。

次に、議案第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計でございます。

介護保険特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比マイナス3,374万3,000円、1.18%減の28億2,174万1,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料をはじめ、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などが主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などあります。

令和5年度は、那須烏山市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の最終年となります。引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、「地域で安心して暮らせる体制づくり」を基本とし、万が一、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や、地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを推進してまいります。

さらに、地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、烏山地区、南那須地区に設置した地域包括支援センターと連携し、高齢者を取り巻く環境に対し、きめ細やかな相談・支援需要に応じるとともに、地域で支え合う支援体制づくりを進めるため、社会福祉協議会内に設置した生活支援コーディネーターの活用、南那須医師会との連携による在宅医療・介護連携推進事業を展開してまいります。

また、高齢化社会に関わる問題に広く対応するため、関係機関で構成する協議体により、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービス提供の体制づくりを進めてまいります。

次に、議案第6号 令和5年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービスの向上に努め、公衆衛生の維持と水の安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和5年度当初予算の業務の概要は、給水戸数1万159戸、年間総給水量246万7,278立方メートル、1日平均給水量6,760立方メートルであり、主な建設改良事業費は、大金、田野倉、こぶし台の配水管更新工事で、2億2,972万4,000円であります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計負担金で6億2,894万9,000円であります。

水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費で5億6,616万1,000円であります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計支出金で1億5,496万9,000円であります。

資本的支出金の主なものは、建設改良費、企業債償還金で4億4,906万7,000円であります。

最後に、議案第7号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計予算でございます。

下水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、既に整備された地区の効率的な事業運営に取り組んでまいります。

なお、市では、公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、令和5年度から公営企業会計へ移行するための準備を進めてまいりました。今後の事業経営につきましては、水洗化率の向上及び業務の効率化など、企業努力を重ねるとともに、施設の長寿命化に向けた適切な維持管理や整備等に努めてまいります。

令和5年度当初予算の業務の概要は、水洗化戸数が1,265戸、年間処理水量48万6,164立方メートル、1日平均処理水量1,332立方メートルであり、主な建設改良事業費は、汚水升設置工事や水処理センターポンプ交換工事で4,060万7,000円であります。

下水道事業収益の主なものは、下水道使用料、他会計補助金で4億294万9,000円あります。

下水道事業費用の主なものは、下水道維持管理費、人件費、減価償却費で、3億6,394万4,000円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計支出金で、1億2,387万2,000円あります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、2億4,632万3,000円あります。

以上、議案第1号から議案第7号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月7日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、令和5年度当初予算の質疑については、3月7日に行うことといたします。

---

#### ◎日程第34 議案第30号 那須烏山市第3次総合計画・基本構想について

○議長（渋井由放） 日程第34 議案第30号 那須烏山市第3次総合計画・基本構想についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。



川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市第3次総合計画・基本構想につきましては、那須烏山市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本構想は、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的指針として策定するものであり、市民とともに目指すべき市の将来像への中期的展望を示す本市の最上位計画として位置づけるものであります。

社会情勢は目まぐるしく変化し、人口減少・少子高齢化の進行、複雑・多様化する市民ニーズ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式、SDGs、自然災害の頻発化・激甚化、そして、デジタルの推進など、様々な行政課題に的確に対応するため、多くの市民の方々と意見交換を行うとともに、公募市民と関係団体で構成される総合政策審議会での議論を重ね、令和5年度から5年間を計画期間とする第3次総合計画・基本構想を策定いたしました。

まちづくりの主役は市民という基本原則の下、全ての市民が将来にわたり住み続けたいと思う持続可能なまちづくりを進めてまいり所存であります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ちょっと確認したいことが1点ございます。

こちらの頂いた基本構想の中のほうに、まず1ページ目のほうに、将来都市構造と、こちら記載がございます。こちらに烏山市街地が都市活動拠点エリアとなっておりまして、本庁舎等の行政機能を含めた都市機能拠点の誘導、都市活動の中核とございます。第1次、第2次総合計画、それと合併時の申合せ事項ということで、庁舎整備に関して、今までは中央公園ということでお話がこの総合計画を根拠に進められておりました。

その中で私がお伺いしたいのは、都市活動拠点エリア、これがどこまでを入れるものなのか、神長地区というのはこういったところに入っているのかという点についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

32ページにあります将来都市構造でございますが、丸印については市街地を示しております

すが、実際には神長地区も候補地の一つとしてテーブルに上げて、評価していくことを想定しております。

御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 念のため確認させていただきますと、こちらの計画においては、明記はしていないかもしれないんですけど、神長地区に庁舎が建つ可能性というのはあるということでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 来年度の予算に、候補地の調査・評価等を、業者委託しながら行ってまいりたいと思っております。そこに神長地区も含めての評価を想定していますということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 第3次総合計画・基本構想ということでございます。

第2次総合計画が本年度の3月いっぱい終了するんですが、2040年までに人口2万人を維持すると、2060年には人口1万6,000人というような将来人口でありましたが、今回は、2040年に人口1万7,000人、2060年に1万1,000人を維持すると、こういう目標でございます。

今回、3次総合計画では、この5年間の最終人口維持数値は2万2,000人ということであると認識をしております。

その中で、例えば出生数を現在の年間93人から、2027年度には120人まで引き上げたいと、こういうような戦略を提案しているわけなんですけど、具体的にどういうふうにして、年間93人の出生を120人に持っていくというような方策があるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かなかなか難しい話なので、具体的に伺っていただいても、今回予算の中でつけさせていただきました不妊治療、またあと子供たちの子育てに関する予算をつけました。正直言わせていただきました、本当は烏山高校に全員通ってもらいたいぐらいの話はありますが、ここから宇都宮の高校に行っても、ほかの地域の高校に行っても、勉学はできますよと、そういう意味で、通学補助を出しております。やはり子育てをするには一番環境がいいというアピールができることかなと思っています。

結婚もですが、結婚相談員というのはやめました、いろんな意味での補助金を出したりとかさせていただいています。まず結婚し、そして子供を産んでいただけるような、そういうシ

システム、その後、今度は子供ができましたら、安心して子育てができるような環境づくりというのをうたい文句にさせていただき、子供を少しでも産んで、そして育てることに家族の皆さんが生きがいを感じ、そして喜びを感じるようなまちづくりを進めていきたいと思っております。

皆さん、議員の方々からのいろんなアイデアや提案をいただきまして、今回は大分、変えさせていただきました。ただ、まだまだ足りないのは十分理解しておりますので、この5年間で、より一層よくなることをしていきたいなと思っておりますので、皆さんのお知恵を借りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 出生率を上げる課題目標を上げることは、私は別に反対でもないし、やぶさかではないんですが、人口減少を食い止めるというのも同じなんですけども、やっぱり働く世代、要するに真ん中世代というんですかね、そういう方々がこのまちで働いて、生活ができる。これが私は基本ではないかなと思ってるんですよ。

やはり結婚をして家庭を持って、お子さんをもうけていただくということは非常に理想でございますが、そのためには、基本、このまちからほかの地域に行き働いて、このまちへ帰ってくるという方法もあると思うんですけど、基本は、この7つの本市の課題、ありますが、その中で、やはり私は産業、経済、これをいかに行政と民間活力が一体となって、本気になって働く環境をつくっていく、広げていく。

これは5年間でできないかもしれませんが、少なくともこの5年間はその土台をつくるということを真剣にやらないと、人口減少に歯止めがかかりませんし、出生率を上げるというのも、出生率を上げるために様々な施策をやられているのは非常にありがたいんですけども、単に子供を産み育てることに特化して、そこにいろんな補助をつけるだけでは、私は人口をうんと増やすというわけにはいかないんじゃないかなと、こんなふうに思うので、その辺、行政と私の考えが違うのかどうか分かりませんが、私は少なくともこのまちでもっと若い方が働ける、そういう環境をいかに真剣につくるかということに将来的那須烏山市がかかっているのではないかなと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。私が市長になってから、全部の工業とか産業があるところの方々となるべく会えるようにさせていただいています。まだまだ全部には会えていません。でも富士見台の工業団地、あと団地的に、あとは工業関係で会ができていようなところの方々にはお会いさせていただいています。何をつくっているのかも、前回もお話ししましたが、自分たちのアピールをしていただいて、見せていただいたりもしています。

その工業関係でも連携が取れてきたり、あと一番そこで聞いたのは、この地の人が、この工業地帯があることを理解していないというのを言われて、実は看板を替えさせていただきました。少しずつですが、そういうことをさせていただいています。

あと要望を聞いて、どういうことを改善できるか、あと烏山高校からとか、そういうところからの就職率が低いと、そういうことも聞いておりますので、そういうあっせんをさせていただいたり、企業はいい企業がかなりあります。実は特許を持っていたり、そこしかできない産業があるところが多いです。それをアピールしていくのは、私たちの仕事だと思っています。

その一環として、ワーク・ライフ・バランスで表彰する、認定を出すということを始めましたので、少しずつですが、地元企業をアピールしていきたいと思っておりますので、そのときに、もしも推薦できる企業、またはこういう方がいるということをお教えいただければ、十分に推薦し、次は皆さんのお知り合いがそういう表彰対象になり、紙面を飾ることになるのではないかなと思っています。

自前でやっている産業でも、昨年度、表彰対象になった方が何人かいて、夢を与えてくださったと思っていますので、そういうことをアピールしていきたいと思っておりますので、ぜひとも地元企業を守っていききたいと私は一番思っていますので、企業誘致ももちろんですが、地元企業をあっせんしていききたいと、守っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 農業問題も含めて、事業継承、借金が少ないうちに辞めちゃうかというような方もかなりおります。そういう情勢で、極めてこの経済の再生というのは厳しいかとは思いますが、だからこそやっぱり総力を挙げて真剣に、もっと、もっと、例えば事業所が何を望んでいるのか、そういうものに行政がどれだけ寄り添って支えられるのか。

結構中堅の事業所が撤退してしまったり、何というんですか、家畜の病気で事業者がなくなっちゃったり、そういう大変な事態があるわけなので、それでも努力されているのはよく分かるんですが、しかしながら、やっぱり本格的に、どれだけやっぱり行政が、作文じゃなくて、本気になって地域の産業を再生するために協力できるかと。民間と総力を挙げてやる必要があるのではないかなということをお申し上げまして、私の話を終わります。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 持続可能なまちづくりということをよくうたっておりますが、持続可能なまちづくりに関わることかなと思われるんですが、那須烏山市、基幹産業の農業ということで、多くの農地が農振農用地区域という区域、区割りになっているんですかね。この農

振農用地区域というのが非常に厄介なもので、農業をやっている次の世代の方が家を建てたいというときに、その農地が道路に面しているにもかかわらず、農振農用地区域に入っているがために、宅地に転用できませんという案件を伺いました。せっかく違う土地からお嬢さんを連れてきて、その娘さんがそこに建てようとしているのに、それができないという案件がありました。

非常に残念なんです。高根沢や芳賀町は、調整区域ですか、そこは身内の方が農地を宅地転用する場合は可能なんです。ところが農振農用地区域は可能でないと。こんな理不尽なことはないと私は思います。

それで、これは法律で決まっているからできないんだよということなんです。例えば市が本気になって、市長も我々議員も本気になって、県のほうに出向いて要望して、農振農用地区域の除外の緩和というのを特区的に申請すると、そういうことを考えてみたらいかかなと思います。

そういうことで、地元に残っていただくそういう第2世代、そういう方を大事にするという、そういう考えはいかがでしょうか。市長、どんな感じでしょうか、そういうことは。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市長にということなので、私のほうでお答えさせていただきます。

確かに農振農用地区域のことに关しましては、私どもで一概にすぐにできるものではないかなと思っています。県や国への要望は、それは必要だなと思っています。

何軒かのおうちは、私自身も相談を受けて、県とかに要望させていただいております。できなかったところもありますが、できて、もう家に住んでいる方もいらっしゃいます。決して全然できていないわけではないので、それは私どもの努力が足りなかった部分もあるかもしれませんが、十分に応えていきたいと思っておりますので、今後ありましたら、全面的にこちらに伝えてください。対応していきます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 今、現在進行中で、もう諦めて、本来ここに建てたかったんだけど、しょうがないのでこっちにしますと、しかもその土地が、宅地に転用になる案件が、本来、最低100坪は必要かなと思われるんですが、60坪しか許可が出ないという案件を私は聞きました。こんな理不尽なことはないんですよ。

ですから、例えばその1軒がそういう状態ですけども、市内全域でそういう環境があったときに、子供たちが自分の土地に家を建てたいというときに、そういう農振農用地区域を除外できないというのが非常にネックになっておりますので、これは強力に県のほうに要望していただきたい。

そういうところで、例えば身内の人がそこを宅地に転用しようとしたときに、それすらできないというのは非常におかしいのではないかと思います。これを他人がやろうとしていけば、これは多少の規制が入ってもしょうがないかなとは思いますが、本来だったらそれでも道路に面した、市道に面した農地、荒れ果てて、畑という名前にはなっていない、実際、耕作していないような土地は農振農用地区域を除外申請するというので、若い人にそういう土地を提供できて、住んでもらえるように、ぜひ強力で押し進めていただきたい。

そうすれば、土地の安い那須烏山市でも、十分に、芳賀町の芳賀工業団地、清原工業団地、平出工業団地、十分に通勤可能な土地ですから、安い土地に家を造るということは、やはり一緒に住んでいる方であれば夢なので、そういう夢を那須烏山市でいかがですかという案件を、ぜひにこういうふうに規制を少し考えてやっておりますからということをお願いしつつ、若い人を呼んでいただけたら、非常にまちづくりに貢献するのではないかという感じを私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 農振地域の弊害ということで、農振地域につきましては、一方的に市のほうで指定をさせていただいております。

また、農振地域の中でも、第1種農地、第2種農地、10ヘクタール以上の広がりを持つ農地については、なかなかその農振除外ができない。その中で、人口増、または税収増、あとは自由に自分のうちが建たないというのが本当に非常に弊害となっております。

市長答弁にもありましたように、農振地域の見直しについては、5年に一度行っているところではございますけれども、なかなか県のほうとの調整ということで、県のほうの許可がないと、なかなか農振地域を除外するというのは難しい、法令上はなっておりますけれども、堀江議員御提案のとおり、いろいろな場面において、ケース・バイ・ケースで、県のほうとも調整を図りながら、農振地域の除外、また農地の有効活用の推進をこれから検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（渋井由放） お諮りいたします。本日の会議時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長いたします。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 第3次総合計画の立案に関しては、職員の人たちもすごく、本当に1時間でも2時間でもしゃべるぐらい熱を入れてつくってくれたので、何としても明るい兆しが見えるようにしなきゃいけないというのが今、私の頭の中で100%なんだけど、ただ、確認したいことが何点かあります。

やはりこの第3次総合計画は5年間、基本構想は長いんでしょうけど、その後、受けて第3次総合計画5年間を決めなきゃいけないんですけど、この目標値がこちらのほうにいろいろ書いてあるんですけども、この目標値というのは、僕がこれを民間の企業で社長でやってみるといわれたら、この目標値って、達成すべき目標値として考えているのか、それとも、こんなところまで達成できたらうれしいなという願望なのかどうかという、そこからきちんと論議をつないでいかないと、何か竹やり的な、みんなで頑張ろう、議員、お願いしますねという、そういうものになってはいけないなというのが僕の一番の不安材料です。

例えば出生数も93人から120人といったら、今までの延長線を担当職員の人も一生懸命やっているんだけど、あの延長線では駄目だと思うんですよ。

ただ、この120人ぐらいあったらいいなという、そういうことになってしまったら、5年たって、やっぱり行かなかったといったら、さっき言ったように、僕が社長だったら当然、首になってしまうんですけど、そこだけちょっと確認したいんです。絶対5年で達成すべき内容として上げているよということなのか、それとも希望なのかという、そこだけちょっとまず最初に確認。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 基本構想の数値目標につきましては、当然、確実に達成できるのかといわれますと、それに向けて確実に達成できるように、やはり我々総合政策課においても、定期的な進行管理、進捗管理を行いながら、できなかった場合には、その状況把握に努めながらやっていくということで、5年間の目標を立てさせていただいております。

小堀議員のほうからも提案がありました満足度指標につきましても、しっかりした評価で設定をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） それは達成しなきゃ絶対いけないので達成したいんだということであれば、今度は具体的な方策が相当、真剣になっていくんですが、例えば出生数にしても、93人から120人という、今、平塚議員と堀江議員が具体策をこうやってしゃべってくれていますけれども、やっぱり清原に近い鴻野山とか曲畑に団地を建てるとか、それも若者向けだとか、そういう具体的な政策をやらない限り、若い世代が来て赤ちゃんを産んでくれるというのではないと思うんですけど、そうなるとお金がかかります。

そうすると、そのお金もぜいたくにあるわけではないので、どれを優先にするかという、そういう具体的な策に絶対なっていくはずなんです。そこまでPDCAを回すということをやっているって初めて、今僕が言ったようなそういう政策が、具体策が出てくるんですね。

それでも足りないといったら、さらにお金をやっぱり相当に使わなきゃ駄目みたいなことになってしまうので、そういうものの積み上げでやるということになると、今、この総合計画でたくさん、この前の新聞で重点項目が70項目とあるんですけども、これを相当絞りながら、これだけやりたいと言わないと、それで職員全部が一丸となって取り組まないと、さっき言ったような、ここまでやるのかというアイデアが出てこないと思います。そこまでの覚悟があるかどうかという。

あとは覚悟だけじゃ駄目なので、そういう目標達成のツール、そんなものをきちんと使いながらやっていくとか、そういうことも具体的にこれから決めていくんだというところまで考えているのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 目標にもありますように、持続可能なまちづくり、これを達成するには、やはり我々行政だけでは達成できませんので、当然、企業も市民も、それからまちづくりの団体、NPOでも、そういった団体と、やはりそれぞれの役割分担をしっかりと果たしていくと。いわゆるオール那須鳥山体制というのがやっぱり不可欠ではないかなと考えております。

ですから、その辺をしっかりと各課窓口になりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これがスタートして、1年もたたない、半年ぐらいで、大体どのぐらいの計画を立てて進めていくかというのが、だんだんやりながら見えてくると思うんだけど、それでは絶対足りないということが分かるので、どんどん絞って行って、これだけはきちっとやろうというような、そういうことを、仕組みとして構築しないと、今の皆さんの答えが現実にならないと思うので、そういう進め方をぜひやってほしいんですね。やらなきゃいけない。

だから今、商工会とかいろんなところに協力を求めるといっても、今までのような求め方は全然同じですから、もう少し突っ込んで、こういうところを検討してほしい、こういうことを一緒に検討しましょうというふうに働きかけて進めなきゃいけないので、だからそれが半年たったら大体、計画をもっとやらなきゃいけないとかそういうことが見えてきますから、そういうことを今から計画して、かなり突っ込んで論議をして、計画を立ててほしいと思います。いいですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。



○総合政策課長（菊池義夫） そのように頑張りたいと思います。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいま提案されています議案につきましては、先週の全協でもって、基本計画審議委員からの答申も含めて、一通りの説明があったところですが、本当にこれ、一通り見ますと、これは一般質問の項目とする宝の山のような気がして、これはこれからずっと次の議会から質問項目で挙げたいと思っているんです。

それです、私は8点ほどそちらへ事前通告してありますが、そのまず1点目の、今回の基本構想、これは今、小堀議員が申したとおり、私も同感でして、本当に希望的文言、数値を上げているように見受けられるんですね。確実に達成できるのかどうか疑問を持っています。

このことについては、菊池課長が答弁されましたので、このことについては結構です。

次に、この基本構想、まずは職員に理解させて、やる気を起こさせなければならないと思っているんです。このことを全職員に対して、いかにして徹底させるのか、この方策についてお伺いしたいと思います。

3点目です。この計画達成には、この計画の中に、教育関係に関する施策というのが多分に含まれていますね。ですから学校関係者を含めまして、各種団体が理解し、協力させる必要があると思います。これらについて、どのような方法で徹底させるのか、この方策についてお伺いいたします。

4点目です。住民が主役として、住民の声を重視しようとしています、その住民が本市の財政事情をどの程度、承知しているかです。これが問題ではないかと思います。これをいかにして理解させようとするのか、お伺いしたいと思います。

5点目です。ここに本市の課題というのが載っていますね。ここに少子高齢化というのは今後も限りなく続くと思うんですね。そういう中で、まず高齢者がいつまでも元気で活躍できるような施策が必要ではないかと思うんです。ただ単に健康管理だけを計画して、これで済まないのではないかと思います。この辺のところをいかに考えているのか、お伺いしたいと思います。

次、19ページの中に、市民の声というのがありますね。その結果の概要の中に、ちょっと私、気にかかる場所があるんです。本市に住み続けたくない理由というのがあったんですね。その中の一つに、行政または議会とあるんですね。行政も議会もよくないから、私は那須烏山市に住み続けたくないというようなのも書いているんですが、これは具体的にどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

次、33ページの（1）に、市民に寄り添う市民協働のまちづくりの推進についてですが、

コロナ感染によりまして、隣人関係が非常に希薄になっています。そういう中で、自助、共助、公助の体制をいかにして築くのか、非常にこれは難しいと思うんですが、このことについて方策をお伺いしたいと思います。

それと、基本計画の72ページを見ますと、これは提案されている部分じゃないんですが、この間、説明した中に、総合計画に示す実施計画を策定するとあるんですね。この実施計画というのは、これはいつ頃策定し、この議会のほうにもこの作成した結果を提出されるんでしょうか。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、中山議員のほうから8点の御質問をいただきました。事前に質問いただきましたので、私どもなりに答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は省略させていただけるということで、2点目の、基本構想は職員に理解させ、やる気を起こさせる、どのようにという御質問ですが、職員とは総合計画の策定の段階から幾度となく議論を重ねてまいりました。総合計画の内容につきましては、しっかりと各課職員については理解しているものと考えておりますが、毎年実施しております、総合計画・実施計画のヒアリングを行っております。この中でしっかり精査させていただき、着実に執行に努めてまいりたいと考えております。

次の、計画達成には、学校関係者を含め、各種団体の理解・協力が必要かというところでございますが、何度も申し上げますが、持続可能なまちづくりを推進していくためにはということでは、当然、計画達成が必要であります。そのためには、先ほど小堀議員にも申し上げましたが、行政、市民、企業等のまちづくり団体が、多様な主体がそれぞれ役割を果たしながら、やはりオール那須烏山市体制で取り組む、これがやはり協働のまちづくりではないかなと。これがやはり必要不可欠だと考えます。

総合計画の策定に際しても、識見を有する方のほか、様々な分野に精通する方々で構成する市の総合政策審議会での議論を重ねてまいりました。各分野からも幾つかの要望をいただいております、今回の計画にも反映させていただいたところでございます。

計画の策定だけではなくて、各種取組の実施に際しても、庁内関係各課を窓口として、各種団体との連携・協力によって、協働のまちづくりの推進によって、着実に事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次の、住民が主役としての住民の知恵・声を重視しようとしているが、その財政事情を知っているのかという御質問でございますが、これまでも、本市の財政状況につきましては、広報紙、ホームページ等によって周知には努めてきたところでございます。

総合計画の策定に当たり、意見交換に参加いただいた市民の多くから、市政運営についても正しく判断するための積極的な情報提供を求める意見を多数いただいたところでございます。このようなことから、市政への市民参画戦略として、財政状況を含めて、より積極的な行政情報の発信に努めてまいりたいとは考えております。

それから、次の少子高齢化を担うための高齢者がいつまでも元気に活躍できるような施策が必要であるという部分でございしますが、当然、中山議員御指摘のように、高齢者がいつまでも元気に活躍できる施策の展開というのは必要だと思えます。一言で高齢化が進んでいるといいますが、まだまだ現役で活躍できる元気な高齢者が大勢いらっしゃいます。こうした様々なノウハウをお持ちの高齢者のお力を最大限に活用しながら、やはり持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

また、食生活の改善、健康・スポーツの推進、フレイル予防をはじめとする高齢者の健康づくり、これらを推進するとともに、ライフステージに応じた学習機会の提供など、高齢者が自立し、社会活動に参画できる環境づくりにも取り組んでまいりたいと考えます。

次に、市民の声のうち、結果の概要の中に、本市に住み続けたくない理由というところがございますが、過日、宇都宮大学地域デザイン科学部のほうで行っていただきました地域プロジェクト演習授業の一環として、烏山駅周辺エリアに関するアンケート調査を行っていただきました。対象者129名のアンケートが回収されたところでございます。

その中で、「どちらかといえば本市に住み続けたくない」、「住み続けたくない」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、何も進んでない行政運営への批判に合わせた議会運営に対する指摘等がございました。これらの課題の一つとして掲げさせていただいたところでございます。

次に、市民に寄り添う市民協働のまちづくりの推進についてというところでございますが、市民が抱える多様で複合的な地域生活課題については、地域の力と公的な支援体制が相まった包括的な支援体制を構築する必要があると思えます。

第3次総合計画については、安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域共生社会の推進を図ることとしておまして、地域住民の主体性を尊重し、行政や社会福祉協議会、民生委員などとの連携を加えて、関係機関、企業、NPO等の協力のもと、一体的な伴走支援を行うための重層的な支援体制を整備し、強化を図ってまいりたいと思えます。こうした市民に寄り添う包括的な市民体制を構築して、適切に運営していくことで、地域の力と公的な支援体制が相まった、効果的なまちづくりにつながるものと考えております。

最後でございしますが、実施計画の策定、議会に提出する時期はという御質問ですが、実施計画につきましても、総合計画の着実な推進を図るため、向こう3年間に取り組む事務事業を定

め、ローリング方式によって見直すとともに、予算編成に向けた、指針となるものでございます。行政資料として運用されております。基本構想のように議会へ上程するものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

なお、実施計画の内容をよりブラッシュアップする上で積み上げたものが、当初予算として議会に上程されることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私どもの考えでございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り菊池課長から説明をいただきました。ありがとうございます。

いずれにしても、この総合計画は、本市の今後5年間の指標を表すようなものでありますから、確実に達成できますよう、御努力を願ひしたいと思います。

それと、このことをちょっと私、感じたんですが、職員の皆さんがこういった総合計画をそれぞれの課で策定する、それで計画を策定して、それに基づいて、これから予算要求をし、実施する、これほどすばらしい仕事はないと私は思っています。皆さんももっと、もっと自信を持って、自覚を持って努力されるよう希望いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第34 議案第30号 那須烏山市第3次総合計画・基本構想について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第35 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 日程第35 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号 那須烏山市都市計画道3・5・1駅前通り未整備区間（120m）の早期整備については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第1号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情については、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

---

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明後日3月2日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 5時17分散会〕